

6月11日（火曜日）

第3日目

平成25年6月11日（火曜日）

議事日程第3号

平成25年6月11日（火曜日）

○感謝状伝達（全国市議会議長会）

開 議 午前10時

第1 一般質問

質 問

応 答

第2 議案等の付託

散 会

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

1. 相馬エミ子君

- (1) 小畠市長の政治姿勢について
- (2) 風疹を未然に防ぐための対策について
- (3) 指定管理者制度に第三者評価システムの設置を
- (4) 施設入所待機者の解消と在宅サービスの充実について
 - ・ 24時間地域巡回型サービスについて
- (5) 下川沿公民館改築の中に小林多喜二コーナーを設置しては

2. 明石宏康君

- (1) 市内の廃校舎の利活用について
 - ① 地域の方や事業者にとっては、まさに究極の優良物件である
 - ② 水産業で起業したいと思う方にとって、廃校舎利活用はまたとないビジネスチャンス
- (2) 旧正札竹村ビルの今後の活用について
 - ① 億単位の費用が必要であるなら、解体撤去も英断の一つの選択肢ではないか
 - ② 市長は当該地の今後の利活用について、どういったアイデアをお持ちなのか

3. 田村齊君

- (1) 市政方針の基本姿勢について
 - ・ 小畠市政折り返しの評価と総括について
- (2) 脱原発社会の基本的考え方について

- ・ ドイツでは脱原発を国策として決めたようだが、脱原発社会の潮流ストップは不可能。これに対して市長の基本的考え方

(3) 熊・カラスの有害駆除について

- ・ 市民の生命・財産を守るため猟友会に実施を委託しているところだが、予算等について今後も御配慮をいただきたく、市長の御見解を

4. 佐 藤 芳 忠 君

- ・ 身体に障害を受けた人のリハビリテーションの環境づくり

① 市総合福祉センターの現在のリハビリ環境について

② 市はリハビリテーションに関して今後どのような環境づくりに努めるのか

5. 笹 島 愛 子 君

(1) 平和憲法を改悪して、戦争する国にしようとする現政権の動きについて

(2) TPPへの参加で、本市の農林分野への影響額はどのくらいと試算しているのか

(3) 特別な支援を必要とする全ての子供たちに豊かな教育を

(4) いじめのない学校と社会を築き、命優先の教育を

(5) 生活保護法について

(6) 子ども課や観光課・農林課など本市の特色を出すため、制服のデザイン等を考える
必要があるのではないか

(7) 「義務教育は無償」の憲法を守ること

① 学校の図書司書に対する父母負担をなくすこと

② 1泊研修や修学旅行など特別な事由以外は参加させること

日程第2 議案等の付託

出席議員（28名）

1番	小棚木 政 之 君	2番	武 田 晋 君
3番	佐 藤 照 雄 君	4番	小 畑 淳 君
5番	花 岡 有 一 君	6番	中 村 弘 美 君
7番	畠 沢 一 郎 君	8番	伊 藤 肇 君
9番	藤 原 明 君	10番	千 葉 倉 男 君
11番	佐 藤 久 勝 君	12番	仲 沢 誠 也 君
13番	虻 川 久 崇 君	14番	石 田 雅 男 君
15番	藤 原 美佐保 君	16番	斎 藤 則 幸 君
17番	明 石 宏 康 君	18番	佐 藤 芳 忠 君
19番	吉 原 正 君	20番	佐々木 公 司 君
21番	佐 藤 健 一 君	22番	田 中 耕太郎 君

23番	富 横 孝 君	24番	田 村 齊 君
25番	菅 大 輔 君	26番	笹 島 愛 子 君
27番	相 馬 エミ子 君	28番	高 橋 松 治 君

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者

市 副 総 總 財 市 福 產 建 會 病 市立總合病院事務局長 消 教 教 選舉管理委員会事務局長 農業委員会事務局長 監査委員事務局長	長 市 部 課 課 部 部 部 部 部 部 部	小 畑 吉 大 名 北 田 畑 佐 飯 佐 藤 芳 佐々木 虹 川 渡 高 井 戸 若 小	元 田 友 村 林 烟 藤 泉 藤 花 賀 賀 木 川 部 橋 井 田 松 林	君 明 隆 伸 武 政 孝 信 幸 幸 男 幸 明 之 隆 一 浩
---	-------------------------	---	---	-----------------------------------

事務局職員出席者

事 次 係 主 主	務 局 長 長 長 査 査 査	阿 笹 畠 佐 長 査 大	部 谷 沢 藤 崎 里	徹 能 昌 肇 崎 克	君 正 人 肇 淳 史
-----------	-----------------	---------------	-------------	-------------	-------------

午前10時03分 開 議

○議長（中村弘美君） 出席議員は定足数に達しております。

よって、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、日程第3号をもって進めます。

日程第1 一般質問

○議長（中村弘美君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

最初に、相馬エミ子君の一般質問を許します。

〔27番 相馬エミ子君 登壇〕（拍手）

○27番（相馬エミ子君） 新生クラブの相馬エミ子でございます。きょうは、たくさんの傍聴者が久々に見えておりまして、この私でもいささか緊張しております。きのうは、大館市が全国一暑い気温となりました。33.2度C、今まで記録したことのない暑さということで、きのうはクールビズが解禁となった日でもありますけれども、果たして冷房にスイッチが入りましてことしの夏はどういう夏になるのだろうか、いささかこのクールビズが果たしてどうなのかという大した疑問を感じたのは私だけでしょうか。それでは、通告に従いまして順次質問をしたいと思います。

初めに、**小畠市長の政治姿勢について**であります。2年前に行われた市長選挙を振り返りますと無競争が続いた後の8年ぶりの投票となった市長選挙。大館市の歴史上初めての保守系同士による三つどもえの戦いとなり、激しい選挙戦だったことは、まだ記憶に新しく残っています。しかも選挙直前3月11日に発生した東日本大震災という、かつて経験したことのない千年に一度という震災に遭遇し、生涯忘れることのできない選挙の年になったと思います。あれから2年が経過し、早いもので4年任期も折り返しとなりました。果たしてこの2年間、私も含め市民に公約したマニフェストがどれだけ実現できたのか、私自身自問自答しているところでございます。そこで市長にお伺いいたしますが、2年前の選挙戦の際に5項目のマニフェストを掲げ「今こそ長年の経験と実績を礎に、渾身の力を振り絞り、安定した大館市を構築してまいりたい」と、このように述べ所信表明をされたのであります。そこで選挙戦の際に、市民に公約した5つのマニフェストについて検証してみたいと思います。その第1が「地域産業と雇用確保」、第2が「全市民参加型のまちづくり実現」、第3に「いのち最優先のまち実現」、第4には「豊かな暮らし環境と生きがいづくりの実現」、そして第5には「持続可能な行政体の実現」。この5項目を掲げ、この2年間市政運営のかじ取りを進めてきたわけですが、この5項目のマニフェストがどの程度実現できたのか。また、市長御自身でどのようにこの2年間を総括され、点数をつけるとすれば何点ぐらいになるのでしょうか、お聞かせください。また、2年前の市長選挙戦の中で、市民が一番懸念したのは、6期目に挑戦する小畠市長に対する多

選弊害がありました。どうしても市長を長く続けると、支援者や業者との癒着やしがらみなど中立性に欠け、しかも独善的になりやすくワンマンになってしまう傾向があることなどから、多くの市民は市政運営の停滞につながるのではと懸念をされたのだと思います。しかし、この2年間を振り返りますといろいろな問題がありました。少し厳しいことを申し上げますけれども、去年突然に出てきた正札竹村の庁舎問題であります。本庁舎が大地震に耐えられないと、これを理由にいきなり本庁舎として出てきたのが大町の旧正札竹村でした。しかも議会には何の説明責任も果たさないまま、突然庁舎新築か正札竹村か二者択一を迫るようなあのときの市長の政治姿勢に疑問を抱いたのは私だけだったでしょうか。また、ことしに入ってからも社会福祉協議会が正札竹村に移転するという問題も、知らないところでひとり歩きしていることに驚きました。社協の職員が駐車場確保について、個人で探しているが大変だということで嘆いて私のところへ相談に来ました。正直、私は何のことかわかりませんでした。結局、駐車場の確保が難しいことなどからどのように判断したのかわかりませんが、断念した経緯があるわけですが、私から見ればなぜか小畠市長は正札竹村にこだわってきたように思えてならないのですがいかがでしょうか。しかも、何でもかんでも正札。バーゲンセールと一緒にされては困るのです。確かに大町は今、灯が消えている状態で何とかしたいという気持ちはわからないわけでもないのですが、少し勇み足で独善的になっているように思えるのですが、いかがですか。このようなことなどからも市民の間からは多選弊害のあらわれでは、という声がささやかれているわけですが、市長はこれをどのように受けとめておられるのでしょうか、お伺いいたします。いずれにいたしましても常に7万市民の目線に立って市民の命と財産を守るという立場からも、残されたこの2年間、小畠市政の総仕上げに邁進するよう強く望むものであります。

次に、風疹を未然に防ぐための対策についてでありますけれども、この問題につきましては、昨日の同僚議員の質問で全額補助をすると答弁されておりで割愛をさせていただきますが、一言だけ申し添えたいと思います。秋田県内では、今のところ4人程度にとどまっているようですが、夏場がピークと言われており、特にお盆の帰省シーズンなど感染の機会がふえることなどから警戒や対策が当然必要かと思います。特に、個別接種後に育った20代・30代の女性、20~40代の男性が対象となっているようですが、いずれこれまで予防接種が徹底されてこなかった国の過去の不備がこのような形で浮き彫りになったものと思われます。少子化が著しい中、生まれてくる子供たちの健康を守ることは最優先課題であります。このたびの風疹予防接種に対する全額補助ということは、小畠市長の市政にも高い評価をしたいと思います。

続きまして、**指定管理者制度に第三者評価システムの設置を**ということで質問をいたします。現在、大館市の公共施設は307施設あります。そのうち既に67施設が指定管理者によって管理運営をされています。施設の維持管理業務の一部を民間に運営させる委託では、管理運営はあくまでも行政が行いますが、管理運営の全て及び責任の一部を民間に移管できるようにしたのが指定管理者制度であります。この制度の背景には、政府が推進しているPPP（官民協調）

適用制度の一つであるPFIが先立ってできたことがあります。PFIは、民間が公共サービスを包括的に受託し、みずからのノウハウ、資金を活用し、行政よりも効率的で高度なサービスの運用と提供を図るための制度ですが、この制度ができた当初、地方自治法で行政財産の管理運営は地方自治体にしかできないことになっていたため、ほんの一部の事業にしか適用されませんでした。そこで2003年に地方自治法を改正し、全ての施設に適用可能となったのが指定管理者制度です。しかし、ほとんどの自治体が指定管理者制度の本来の目的を理解しておらず、今までどおりの業務をそのまま丸投げし、形式的に指定管理制度をとっているのが実態となっていることがわかっています。そこで当市の場合、現在67施設が指定管理者制度に移行しているわけですが、これまで施設の設置目的に対する達成度やその評価について行われてきたのかどうか、まずお伺いをいたします。例えば、運営や業務のチェック、住民の要望など聞いているのかどうか、また、監視や点検はどのようにになっているのでしょうか、お伺いいたします。また、指定管理者がみずから施設の設置目的に沿った事業の発案や目標設定を行い、それがどれだけ達成したのかを評価するセルフモニタリングの充実について伺いますが、利用者だけではなく税金を払っている一般市民にもモニタリングができるような第三者評価システムを設置し、指定管理者制度運用ガイドラインを制定する考えはないのかどうか市長のお考えをお聞かせください。特に私が心配しているのは市立保育園の指定管理についてであります。子供たちの大変な命を預かっているわけですから、常にいろいろな情報がわかるようにするのも市の責任として当然ではないでしょうか。市長の前向きな答弁に期待申し上げます。

次に、**施設入所待機者の解消と在宅サービスの充実**についてであります。当大館市の人口は、4月1日現在で7万8,191人、そのうち65歳以上の人口は2万5,850人となっており、人口に占める高齢者の割合は33.06%と、まさに超スピードで高齢化が進んでいることがわかります。また、当市の介護認定者数を見てみると3月末現在で5,389人、そのうち970人が特別養護老人ホームなどの施設に入所していますが、3,388人が在宅での居宅サービスを受けているのが大館市の状況であります。第5期介護保険事業計画の中では、施設入所待機者の解消と在宅介護サービスの充実、この2つの目標を掲げ、特養・老健も含め現在244床の増床を目指しているわけでありますが、まだまだ不十分であります。しかし、まだ300人近い待機者がいることを忘れてはなりません。そこで、今後このような待機者をどのような計画で解消していくつもりなのでしょうか、市長の考えをお聞かせください。国では、高齢化の進展に伴い「医療から介護へ」「施設から在宅へ」という流れを加速させています。財源不足からも施設から在宅へ切りかえようとしている状況はわかりますが、このようなことからも問題は在宅サービスの充実こそ深刻であります。そこで、第5期介護保険事業計画の中でどのようにこの在宅サービスを進めて行こうとしているのか、まずお伺いいたします。私事になりますが、2年前に90歳になる父が脳梗塞で倒れ、しかも介護度5と認定され、それ以来闘病生活となりました。しかもその半年後には、今度は85歳の母が認知症と診断され、一遍に2人の介護を体験することにな

り、介護の現場を知る羽目になったのです。その中から見えてきた問題点を何点か取り上げたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。父の場合、日中はデイサービスを利用しましたが、デイサービスの帰宅時間が4時30分ごろと早いため、会議があるときは時間だけが気になり、せめて5時ごろまで置いてくれたら働いている人たちはどうなんに助かるだろうかと、介護する側になって初めて気づいたことがあります。また、時にはショートステイも利用しましたが、ショートステイは長くて1ヶ月しか利用できません。しかも受け皿の介護施設が足りないことなどから、本来の短期預かりのショートステイがロングになっているわけです。利用したいときに利用できないという矛盾した現象が起きているのであります。市は、このような現状をどこまで認識されているのでしょうか、お伺いいたします。また、このように行き場を失った高齢者たちは路頭に迷い、最終的には自宅での在宅介護を選択するしかないのです。しかし、在宅も家族がいる人はまだいいのですが、ひとり暮らしがふえている中で、重度の人は在宅でどうやって生活していくべきでしょうか。そこで、**24時間地域巡回型サービスについて**伺いますが、この制度は要介護の高齢者を支援するため、昨年4月から始まった介護政策の柱の一つでもあります。住み慣れた地域で暮らし続けられるための環境を整備し、しかも「電話一本で駆けつける」がうたい文句の新制度ですが、なかなか思うように進んでいないのが現状のようあります。在宅介護を充実させるのであれば、まず24時間の地域巡回型サービスこそ急務であります。特に私も体験を通じ、強くそのことを感じました。恐らく在宅介護をしている多くの方々も心身ともに疲れ果て、悲鳴を上げている方もたくさんおられると思われます。そこで、24時間地域巡回型サービスについて伺いますけれども、当市の場合、いつごろから始める計画なのでしょうか、お聞かせください。このように介護とは経験した人にしかわかり得ない深刻な問題であり、特に金銭的にも肉体的・精神的にも負担が大きいのであります。まさに介護地獄と言っても決して過言ではありません。幸いにして私の父の場合、この5月にやっと神山荘に入所が決まり、精神的にも解放され感謝いたしておりますが、周囲にいる多くの待機者のことを思うと心が痛みます。いずれ、24時間地域巡回型サービスが始まるようになりますと、ホームヘルパーと看護師が一日複数回、しかも定期的に家庭を訪問し、食事や排せつなどの介助、点滴の交換、たんの吸引などを行うもので、しかも連絡があれば、早朝であれ夜間であれ駆けつけるということで大変期待されているサービスであります。誰もが安心して老後を送るためにも極めて重要なサービスであります。できれば第5期介護保険事業計画の中で実施できないのかどうか、市長の考えをお聞かせください。

最後になりますが、**下川沿公民館改築の中に小林多喜二コーナーを設置しては**ということでお質問をいたします。このたび、やっと地元の悲願でもあった下川沿公民館の改築事業が決まり、今定例会に関係予算が提案されていることに対し、改めてお礼を申し上げたいと思います。計画によりますと25年度が実施設計で26年度の工事で年度内の完成ということになっております。当初の計画よりも早い完成となることなどから、小畠市長に対する地元の評価はかなり高まっ

ていることをお知らせいたします。しかも、県の木造公共施設などの整備事業を活用しての木造平屋建ての公民館ということで、私自身も大変期待しております。そこで下川沿と言えば、御存じのプロレタリア作家で知られる小林多喜二の生誕の地でもあります。明治36年に秋田県北秋田郡下川沿村字川口で生まれた小林多喜二は、特に善良で素朴で働き者だった母セキの愛情を一身に受け、母もまた生涯にわたり多喜二を信じて疑わなかったという親子の信頼関係が後の多喜二に大きく影響していたと日本文学全集の中で紹介をされています。また、母セキの実家は軒内だったようですが、多喜二が4歳のとき、一家は製パン工場を営むおじのいる小樽に移住しており、つまり実質的な故郷は北海道小樽で、多喜二はパン工場を手伝いながら学費の援助を受けて小樽商業高校に通い、その後北海道拓殖銀行に勤める傍ら「転形期の人々」を初め、多くの作品において惨めな生活を余儀なくさせられている家族や人々の姿を強く、時には激しく描き出し、特に「蟹工船」は今の時代を映しているかのように、非正規雇用が増大し働く若者の貧困層がふえている中で全国からも注目を集め、今、一躍有名となっているのであります。ある意味では、時の人であります。そこで、地元では毎年2月20日、保存会による多喜二祭が開催されています。下川沿駅前に立派な小林多喜二の生誕の碑がありますが、これは昭和32年に川口の佐藤栄治という元県議会議員だった人が私費を投じて、しかも思想信条に偏らず後世に残してくれた生誕の碑であります。改めて佐藤栄治さんの偉大さに経緯を表したいと思います。また、その当時を振り返りますと、川口町内会と下川沿地区町内会長連絡協議会の役員で小林多喜二保存会を立ち上げ、駅ホームの片隅にあった生誕の碑を昭和62年2月に現在地へ移設したものであることを知りました。また、移設に当たっては、当時全国から募金を募り、市からも補助金をいただいて移設されたこともわかりました。このように大館市出身の郷土の偉人は、ほかにも安藤昌益をはじめたくさん的人がおられますと、我が郷土が生んだ偉人として、後世に伝え引き継いでいかなければならぬと思うのですがいかがでしょうか、お伺いいたします。そこでこのたび、めでたくも下川沿公民館改築が決まり、平成26年には完成する予定のようですが、せっかくの改築の機会であります。下川沿公民館内に郷土の偉人小林多喜二のコーナーを設置する考えはないのかどうか、教育長にお伺いをいたします。もちろんコーナーを設けるとなれば、地元保存会や関係者の協力が必要であり、当然資料集めや多喜二の母セキの実家のことなど、調査や準備に時間がかかるものと思いますが、やる気になればいろいろアイデアが浮かんでくるものと思うのですが、いかがですか。また、多喜二をしのび、ルーツをたどって下川沿地域を訪れる方々が年々ふえている現象があります。この機会にリーフレットのようなものをつくってはどうでしょうか。いずれにいたしましてもイデオロギーを抜きにして後世に伝えていくことこそが、私たち大人の役目ではないかと思います。この機会にプロレタリア作家小林多喜二を全国に発信し、もっとPRする考えはないのかどうか教育長の考え方をお聞きし、終わりたいと思います。

これで、質問を終わります。ありがとうございます。（拍手）（降壇）

[市長 小畠 元君 登壇]

○市長（小畠 元君） ただいまの相馬議員の御質問にお答えいたします。

1点目、**小畠市長の政治姿勢について**であります。平成23年6月の所信表明でお約束しましたとおり、同年3月11日に発生した東日本大震災の影響による厳しい社会・経済情勢から脱却し、安心して暮らしていくことのできる大館をつくり上げるため、地域産業と雇用確保の実現などをマニフェストとして掲げ、その実現に向けて全力で取り組んでまいりました。マニフェストにつきましては、5つのテーマ全78項目132事業のうち、129事業に着手しております。最重要施策として掲げた雇用の確保を例にとりますと、豚の生産から精肉・加工まで一貫したシステム構築による畜産基地化、リサイクル産業の拡大支援、企業誘致の促進などに取り組んでまいりました。畜産基地化については、その核となるシムコGGP大館工場の誘致を始め、来年4月から本格的に生産を開始する予定となっております。リサイクル産業の拡大支援については、公共施設のペレットボイラー化などによるペレットの需要増などに取り組み、平成28年までにペレット生産量を4割増とする計画であります。企業誘致の促進については、24年度で申し上げますと、日沿道の全線開通を見据えた誘致活動、ニプロを核とする健康産業の育成、養豚企業など、12社15工場の立地により約150億円の民間投資が行われ、144人の雇用を創出し、将来的には250人規模となる見込みであります。二井田工業団地については、ほぼ完売状態となつたことから、その拡張に取り組んでいるほか、新たに釧内工業団地造成事業にも着手したところであります。厳しい財政状況のもと、必要な施策を厳選し集中的に投資を図り、地域経済の活性化と住民福祉の向上に努めてまいりましたが、いまだ足らざる点も多く、みずから点数をつけるとすれば70点ぐらいだと思っております。今後、これまでの取り組みをさらに推進するとともに、市民の皆様の負託に応えてまいりたいと考えておりますので、なお一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。また、旧正札竹村についてでありますが、市有化して安全を確保し活用方法を検討する中において、震災後の庁舎問題や都市機能の集約などの課題の解決に向け、既存の施設を有効活用すべきという基本理念から、選択肢の一つとして御提案申し上げたものであります。今後も議会を初め、多くの市民の皆様の御意見に耳を傾けてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。大町地区の衰退は、御指摘のように当初の予想をはるかに上回るスピードで進み環境の変化も顕著であるため、旧正札竹村の利活用についても軌道修正しなければならないと考え、昨日の答弁となったものであります。人口減少と高齢化社会の進展に対応するため、中心街区への居住を誘導するコンパクトシティーの実現に向けて、オープンな議論と民意を十分に酌み取ることを心がけ、新たな計画づくりと市政運営に邁進してまいりますので、御理解をお願いいたします。

2点目、**風疹を未然に防ぐための対策を**ということですが、風疹は首都圏や関西圏で感染者が増加し、特に妊娠初期の妊婦が感染すると胎児の心臓や聴力に障害が発生する先天性風疹症候群になるおそれがあるため問題となっております。県では、予防接種費用を助成する

市町村に対して、1人2,500円を上限に補助する方針を示しており、市でもこれと合わせた補助を実施したいと考えております。市では年齢制限を設けず、妊娠を希望する女性やその夫、妊婦の夫やその家族で接種を希望する方を補助の対象とする予定であり、予防接種をするよう呼びかけたいと考えております。なお、費用は全額助成といたしたく、本定例会最終日に関係予算案を提出する予定でありますので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

3点目、**指定管理者制度に第三者評価システムの導入について**であります。市では、平成25年4月1日現在で67施設に指定管理者制度を導入しております。このうち22施設が苦情解決のための第三者委員会を設置しており、26施設が利用者アンケートなど利用者から意見を聴取するシステムを構築しております。また、市においても事業報告書や実地検査により、指定管理者の管理運営状況を監視・点検しており、必要な業務改善を求めるとともに、場合によっては、指定を取り消すこととしております。それぞれの施設の性格によって最適な監督方法を検討した結果、このような体制を構築したものですが、施設数の増加と年数の経過に伴い関与が希薄になってしまふ可能性もあるため、市では、施設の所管課と企画調整課が二重に監督しているほか、監査委員にも監査をお願いしているところであります。その一方で、財団法人地域総合整備財団が発行した平成23年度指定管理者実務研究会報告書によると、アンケートに回答した全国の618市町村の約3割がモニタリングシステムを導入しております。今後は、公共施設の設置目的の達成はもとより、利用者の安全・安心と満足度のさらなる向上に向けて、本市のチェック体制を検証することとともに、先進自治体の例などを参考にしながら議員御提案の第三者機関によるモニタリングを含め、よりよい制度に改善してまいりたいと考えております。また、運用ガイドラインについても、現在、管理運営の基準や仕様、実績評価の方法までを記載し順守を求めておりますが、利用者モニター制度の構築方法など、より具体的な内容を盛り込み改善してまいりますので、御理解をお願いいたします。

4点目、**施設入所待機者解消と在宅サービスの充実について**。とりわけ**24時間地域巡回型サービスの構築について**でありますが、本市の介護認定者は、平成25年3月末現在で要支援者と要介護者を合わせて5,389人で、そのうち居宅介護のサービスの受給者は3,338人、地域密着サービスの受給者は229人、施設介護サービスの受給者は939人となっております。しかしながら、平成24年10月時点での市内の在宅待機者数は439人となっており、市の第5期介護保険事業計画では、26年度までに244人の施設待機者の解消を目標に計画を立てて特別養護老人ホーム等の施設整備を進めているところであります。議員御指摘の24時間地域巡回型サービスは、23年6月の介護保険法改正により新たに設けられ、在宅要介護者に定期的な巡回訪問や随時通報による居宅サービスを24時間体制で提供するものであります。その実施状況は、25年3月末現在で全自治体の7.6%に当たる120自治体となっておりまして、現在のところ秋田県内で実施している市町村は、ない状況であります。介護保険は、サービスを必要とする方とサービスを提供する事業者とで成り立っている事業であります。この新たなサービスについては、市の計

画の中でも想定をしておりますが、まずは、利用者のニーズについて早急に調査を行い、求められているサービスの内容や地域性などを把握することが第一であると考えております。また、人材確保なども含め、サービスに対応できる事業者の育成を図っていくことも行政の役割だと考えております。今後も第5期介護保険事業計画でできる部分はできるだけ早く実施していくこと、そしてまた、この第5期の事業計画でカバーし切れない部分を第6期で補うよう、今から検討を始めたいと考えております。市民が必要とする介護サービスをできるだけ提供できるように取り組んでまいりますので、よろしく御理解をお願い申し上げます。

5点目の下川沿公民館改築の中に小林多喜二コーナーを設置することについては、教育長からお答え申し上げます。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。（降壇）

○教育長（高橋善之君） 相馬議員の御質問の5点目、**下川沿公民館改築の中に小林多喜二コーナーを設置することについて**にお答えいたします。発行する出版社により若干の違いはございますが、中学校の歴史教科書に登場する歴史人物は、わずか300人ほどです。その中の50人程度は外国の人物でありますし、歴史学習は必然的に中央が中心になりますので、地方、特に東北地方出身者は少ないので。にもかかわらず大館出身者が2人おります。1人は江戸時代の思想家安藤昌益、もう1人がプロレタリア文学作家小林多喜二であります。歴史教科書に、このふるさと大館の出身者が2人も登場していること自体、極めて希有なことであり誇らしいことであります。皆様御承知のとおり、お二人とも封建時代・軍国主義時代という強権により個人の基本的人権が抑圧された社会体制の時代に、生涯反体制の立場を貫き通した人物です。通常そのような人物や思想は、文字通り抹殺されてしまうのですが、その思想や作品が、なお普遍的価値を放っているゆえに、現在なお社会的に高く評価されているのであります。小林多喜二については、そのような性格上長らく地元大館においては、多くは黙殺・無視というような風潮が続いてまいりました。恐らく当時の特高警察による思想弾圧の呪縛が、いまだ暗い影を落としているためと思われます。一方では、殊さらに神格化・英雄視されたり、「蟹工船」がスペイン語版などで出版されブームと言われる現象も見られ、一部の人々のための宣伝素材として扱われてきたようにも見えました。このような極端な二極分化の時代が続いてまいりましたが、いずれにしても、それぞれに実像としての小林多喜二から大きく乖離していたように思われます。多喜二の実像は「じつに漫談がうまく、たまらなく愉快な男」と評されており、「不屈の魂を抱きながらも母思いで、快活かつ誠実に生きた青年だった」とのことです。私は、このような資質は、まさに大館人の気質にゆえんするものと受けとめております。市民の間でも余り知られておりませんが、多喜二の作品に「故里の顔」という隨筆があります。その冒頭の書き出しの部分を少しだけ紹介させていただきます。「私の生まれた故里は、秋田の田舎です。大館から少し入った所で、私の母は秋の収穫が済むと野菜や豆や南瓜を籠に入れて村のたくさんの連中と一緒に大館の町に売りに来たそうである。紺の腰巻きをして、帯を広くきちん

と締め、笠を被って町の入り口まで一緒に。しかし、そこから皆が分かれ分かれになって一軒一軒ふれて歩く。帰りには、その決めた場所でまた一緒になり、唄を歌いながら日暮れの道を帰って来た。私たちは一日中、母がミヤッコ（お菓子）を持ってきてくれるのを待っていたものである」このような書き出しであります。秋の夕日に照らされながら下川沿の村に向かって歩いて帰つて行く母の姿、それを村外れで待つている幼い多喜二の姿が見えてくるように思います。このような素朴な書き出しながら、多喜二のふるさと母への郷愁の思いが伝わってまいります。ことしは多喜二生誕110年、そして非業の死を遂げてから既に80年となります。これを機会に、ふるさと大館の温かで深い懐の中で多喜二の魂をゆったりと包んであげたいものです。実像の多喜二の姿を伝え顕彰すること、それはふるさとである大館しかできない社会的使命であります。下川沿公民館には、当時地下出版された「蟹工船」などの初版本なども保管されており、これは歴史的・文学的にも貴重な資料であります。さらに、ふるさとキャリア教育の観点からも、大館がこのような先人を生み出したことを次の世代にもしっかりと伝えていきたいものです。このような観点から市民の皆様の御理解を賜わるとともに、下川沿地区の皆様方の御意向も確認の上で、改築される下川沿公民館に小林多喜二コーナーの設置を検討している所存であります。また、多喜二生誕の碑保存会長松坂敏悦氏は、このように語っておられました。「いろいろと誤解されることもあるけれども、特定の思想信条に変更せず生誕の地にていしづみを守る者として、これを後世に継承する役割を果たしてまいりたい」と。そして毎年、困難を克服しながら地道にかつ誠実に2月20日の供養祭を継承しております。この会の思い、その趣旨を生かしながら、議員御提案のリーフレットや全国への発信についても関係団体の皆様と相談の上、検討してまいります。

以上でございます。よろしく御理解賜りますようよろしくお願ひいたします。

○27番（相馬エミ子君） 議長。

○議長（中村弘美君） 27番。

○27番（相馬エミ子君） 答弁ありがとうございます。それでは、市長と教育長に再質問をさせていただきたいと思います。市長には、施設入所待機者解消と在宅サービスの充実ということで、きょうは24時間地域循環型サービスの構築について質問したわけですが、いろいろ答弁の中を聞いておりますとなかなか秋田県内でもどこでもまだ取り組みをしていないという状況で、全国的に見ても7.6%の自治体しかやっておらないということで、それはわかるのですけれども、県内でまだどこもやっていないからとか、まだ7.6%ぐらいだからとかということではなくして、まずいち早く大館が手を挙げて24時間体制をつくるのだという、そういう熱意を私は市長に期待をしたいのですけれども、これから第5期計画の中でやれるものであれば、24時間地域循環型サービスの民間事業者との体制を早目につくついていただいて、もし、民間がダメであれば市が自費でも何としてもやるのだという考えはないのかどうか、市長の考えをもう一度お聞かせください。

教育長の答弁ですが、私は非常に前向きな答弁で、さすが教育者だと誇り高く思いました。かつてない教育長だと涙が出るほどに感激いたしました。皆さん御存じのとおり、統合高校も下川沿にできるわけです。そうしますと下川沿駅を利用する生徒がどんどんふえてくると予想されるわけです。そして毎年細々と地元の人たちだけで多喜二祭をやっておりますけれども、できることであれば市も共催でやってもらえないのかどうか。そして、多喜二コーナーを設けていただいて終日公民館を開放する方法もあろうかと思いますけれども、地元との相談もあろうかとは思いますが、当局はどの程度そういった点を考えているのかもう一度答弁をお願いしたいと思います。

○市長（小畠 元君） 議長。

○議長（中村弘美君） 市長。

○市長（小畠 元君） 再質問にお答えしたいと思います。

まず、冒頭申しましたとおり、第5期の介護保険事業計画の中でも御指摘にございました24時間地域巡回型サービスについては、想定しております。ですから、ポイントは実施できる体制が組めるかどうかということにかかっていると思います。もちろんニーズについては、議員御指摘のように大変に高いニーズがあると思います。私もそのように認識しております。これは、いわゆる公的なサービスとして市の方で実施できないかということも含めて検討させていただきますけれども、今のこの時代でありますからできるだけ民活ということで、民間の福祉施設・法人等をできれば活用してということも考えていきたいと思いますので、できる限り頑張りたいという意向だけ述べさせていただきまして、答弁にかえさせていただきます。

○教育長（高橋善之君） 議長。

○議長（中村弘美君） 教育長。

○教育長（高橋善之君） まずもって過分なお褒めの言葉をありがとうございます。最近、職場でも、家でも褒められることがほとんどないので、大変うれしく思っております。多喜二祭につきましては、先ほどの答弁でも申しましたけれども、ことしも2月20日寒い中、私も出てまいりました。その中で松坂会長の先ほど申しました思いを十分受けとめまして、ぜひこれを継続または発展させる形をとりたいという私の気持ちでございます。当然、申し出等がありましたら共催という形は可能でございますので、ぜひ下川沿からいろいろな発信をしていきたいと、いずれ子供たちにもふるさとキャリア教育の観点からこのような人物についての学習をして大館というところの気質というか、反骨ではあるが誠実に生きるという大館人のよさを子供たちにも伝えていきたいと思っているところであります。以上です。

○議長（中村弘美君） 次に、明石宏康君の一般質問を許します。

[17番 明石宏康君 登壇]（拍手）

○17番（明石宏康君） いぶき21の明石宏康です。去る3月議会にて防災対策室への専門家

配置の関連議案が可決され、今月3日には元自衛官の方に任用通知書が交付されました。当市の危機管理強化に関する業務や大規模災害発生時の自衛隊への派遣要請などの調整を行いますが、過日この方にお会いしたときに、市内各小・中学校の子供たちにテント設営や電気を使わない炊事や簡単な救命講習など、いざというときに大人に頼らないで行動できる基礎知識を教えてほしいと要望いたしました。日常業務で大変な毎日とは思いますが、ぜひ時間を見つけて子供たちにもいざというときの啓発活動を行っていただきたいと思います。まず市長には、こうした専門家の任用につきましてお礼を申し上げます。12月議会での一般質問でも触れましたが、県の地域防災計画で広域防災拠点の候補でもある樹海ドームでの大がかりな防災訓練なども今後計画されると思います。2年前の大震災の教訓が生かされた有事に強い行政になること、被災者に心強い後方支援体制が当市に構築されることを期待いたします。それでは通告に従いまして順次一般質問させていただきます。今回は意図したわけではありませんが、質問全部が市に点在する空き施設の利活用に集中しております。また、いずれの質問項目につきましても、既に多くの同僚議員がこの壇上から市長にただしていることから、内容が一部重複することをお含みおきください。加えて、きのうの武田晋議員の質問に対しての市長答弁は明快そのものであり、本日の朝刊を読むのが楽しみであると同時に登壇前にミッションが終わってしまったと言いますか、かなりモチベーションが下がりましたが、半ば強引に取り直して今ここに立っておりますので、市長におかれましては私の心中を察していただけますよう、また、旧竹村ビルを取得してからさまざまあったと思いますので、ぜひ御自身の思いのたけをお聞かせくださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

初めに、**市内の廃校舎の利活用について**お伺いいたします。24年5月の文部科学省の資料を見ますと、少子化などにより全国では過去10年間で4,700校以上の小・中学校及び高等学校が廃校になっております。現存する廃校舎4,222校の約70%に当たる2,900校余りは、何らかの活用が図られておりますが、残りの1,200校余りは一部活用予定はあるものの1,000校については活用計画もなく、残念ながらそのまま放置されているのが現状であります。当市においても旧山田小学校をハム工場として活用し、全国的に有名になっている頗もしい事例もありますが、学校統合などにより将来的にかなりの数の廃校舎が出るであろうことは避けられない状況です。市内の廃校舎及び近い将来廃校舎になる学校には、建物の損傷が少ない今すぐにでも利活用ができる校舎もあります。全国的には、公民館や生涯学習センターなどの社会教育施設やスポーツセンターなどの社会体育施設に活用するケースが多いようですが、文部科学省が選定した「廃校リニューアル50選」に選ばれている仙北市旧西木村の多世代交流施設「山鳩館」は、高齢者生きがいデイサービス・デイケア事業など介護予防施設と保育園を廃校舎につくったとてもユニークな事例であり、こうした事例が県内にあることは非常に好ましいことだと思います。全国的には、利用に関する地域住民からの意見聴取を実施していないものが全体の55%、利用に関する公募の実施状況では85%が公募を行っていないなど、いささか心配になるデータもあ

りますが、当市においてはぜひ積極的に地域住民や事業者にアプローチしていただきたいと願っております。広大な敷地に体育館やプールを兼ね備えた校舎は、用地取得や建設費に数十億円を要するため、**地域の方や事業者にとっては、まさに究極の優良物件である**と思います。多くの地域住民や事業者には、その数だけアイデアや提案があります。市長は、こうした廃校舎の利活用について、今後どう取り組まれるのかお伺いいたします。

また、廃校舎の利活用は、地域の活性化や起業支援という観点からもとても有望な施策です。山田小学校のハム工場も旧来の発想では到底たどり着けなかつた斬新なアイデアで、新しい地域の特産品を開発することに成功しております。福祉施設や地域住民が集う社会施設や体育施設なども大賛成ですが、大館らしい起業という点で思いをはせてみました。もし、私が家業の会社経営も議員という仕事もなく、たった今何か仕事を見つけて生活しなくてはならないとしたら、私は趣味の魚の飼育をなりわいに選ぶと思います。ふだん自宅で鯉の飼養を20年以上やっておりますので、ふるさとである秋田の水の良質さは日々感じております。特に、山間部の清流や地下水の水質は絶賛に値し、鯉の本場である信州地方にも決して引けはとっておりません。pHや窒素やアンモニアなど自宅の地下水を試験薬品で定期的に調べてますが、今まで一度たりとも異常な数値が検出されたことはありませんし、市内山間部のいろいろな湧出水や河川水を調べましたが、大館の天然水は本当に良質であります。1年ほど前に市内の会社経営者の方たちが、現在使われていないプールで鮎の養殖を検討していたそうですが、その気持ちには共感を覚えます。ろ過装置は個人の池で30万円から100万円、養殖業者になりますとその5倍から10倍の費用を要しますが、廃校舎のプールに例えると200トン近い広大な生けすと数百万円の高価なろ過装置がそのままあるのですから、これはもう夢の優良物件であります。数年前から全国各地でチョウザメの養殖が盛んに行われるようになりました。キャビアの新しい産地を目指してたくさんの方が起業しています。メスが卵を持つまで7年以上かかるため本当に地道な努力が必要ですが、宮崎県では既にキャビアの出荷に成功しております。福島県北塩原村では、昨年、廃校の体育館を改修して7,000匹の稚魚を育てています。原発事故で落ち込んだ裏磐梯の観光や地場産業を復活させる作戦であります。大館では、比内漁協の組合員の方が10年ほど前から試験的にチョウザメを多数飼養しており、1メートルを超す優雅な魚体の群れが犀川の清流水を引き込んだプールで悠々と泳いでいる姿は感動的でしたし、ビジネスとして大きな可能性を感じました。廃校舎にはプールがあり、体育館があります。そして、豊富な清流や地下水があります。水産業で起業したいと思う方にとって、廃校舎利活用はまたとなしいビジネスチャンスであり、当市の廃校舎で挑戦してみたいと思う方は、全国はもちろん市内にも多数いらっしゃると思います。チョウザメに限らず、こうした廃校舎が今後市内に多数点在するであろうことが問題であると頭を抱えるのではなく、逆転の発想でこの優良物件を積極的に売り込んでみてはいかかでしょうか。ぜひ検討していただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

最後に、旧正札竹村ビルの今後の活用についてお伺いいたします。同ビルは、当市が17年に取得してから約8年が経過いたしました。中町及び馬喰町に隣接した新館棟部分やハチ公小径についてはテナント入居があり、午前中はにぎやかな光景が目につくなど以前の廃墟のイメージはなくなりましたが、大町に面した8階建ての2階以上部分については13年に倒産したままの状態が続いております。利活用については、今まで数多くの議論がなされてきましたが、有効な手立てのないまま現在に至っております。最近では、市議会の中からも長期の展望に立った方向性を示すべきだとの声も上がっており、公有財産として取得したものを作り以上放置してはおけないというのも十分わかります。選ぶべき道は大きく分けて3つであります。修繕して使うか、あるいは解体して更地にするか、これからもこのまま放置するかであります。これ以上市費を投入しないという考えでは放置なのでしょうが、これでは永遠に問題の解決には至らないので、修繕か解体かに絞ります。崩落する外壁、地下の腐食著しい発電設備、屋上の雨水が流入している7階、以前のレストランであります。各階の崩れた天井などの惨状は、今ここで私が申すまでもなく、市長や当局の皆様はもちろん、多くの同僚議員も幾度となく視察されておりますので、修繕に億単位の莫大な費用がかかる場合には議論の余地はありません。解体についても、あの8階建ての巨大なビルですので同じく億単位、約3億円と試算されておりますが、いずれ巨費が必要であります。同じ億単位の費用が必要であるなら、私は解体撤去も英断の一つの選択肢ではないかと思います。もっと踏み込んで申せば、解体して初めて跡地利活用の議論の場が醸成されるとも考えております。どう中立の立場で考えても、現在のこのビルを巨費を投じて修繕して、果たして一体誰が使うというのか。修繕するとなれば、ここもあそこもといった感で際限なく出費が続くのではないかという疑問が常に脳裏をよぎります。市長は、昨日、武田晋議員の質問に際して解体に向け検討を始める旨の答弁をされました。まずは、修繕から解体へ大きくかじを切ってくださったことに対し、心より敬意を表したいと思います。政治家が発言を翻すときは多少のリスクが伴うものですが、今回私はそれを翻意とは呼ばず英断と表現させていただきます。この解体撤去という英断をするに当たり、いま一度市長にその真意を問うとともに、17年に取得してから今までさまざまな議論の中に市長はいらっしゃったと思います。中央公民館で開催された青年会議所の意見交換会から始まり伊藤毅議員や石田雅男議員を座長とした中心市街地活性化を考える議員の会の活動など、この8年間ただいたずらに経過しただけでなくさまざまな行動がありましたし、さまざまな議論がありました。市長は、さまざまな思いを一番持っておられると思います。この壇上で何か正札竹村について思いがありましたら、ぜひお聞かせ願えればと思います。

当該地で会社を営む私がこんな言い方をするのもおかしいですが、解体した途端に巨大なショッピングモールなどが形成され、昔のようににぎわいを取り戻しましたなどというようなことは99%あり得ませんし、絵そらごとというよりは、もはや妄想の域の話であります。私たち地元商業者には、何とかしたいという熱意はもちろんあっても、肝心の資本はどこをはたい

ても出てはきません。現状での大型商業施設の誘致は極めて困難であり、現在の市民ニーズに即応できる施設が求められております。大町住宅は完成しましたが、残り3つを含む市営4団地の建てかえ事業が現実のものとなり、いよいよ大詰めに入ってきた今、この巨大な廃墟の今後についても一定の方向性を出す時期であると思います。さきに述べた廃校舎の利活用同様、事業者の数だけアイデアや提案があります。御成町の土地区画整理事業同様、この問題は当市の中心市街地のこれからを左右する重大な課題の一つであります。中心市街地活性化事業と言うと、どちらかというと当事者だけの問題のように議論されがちですが、大館という町に商業集積地が必要かどうかという議論ですので、「大型店が郊外にあればいいや」と思う人もたくさんいらっしゃると思いますが「いや、やはり駅から出て町並みがあって、それが商店街ではないか」という、そういう議論は大館市全体の議論であるはずです。解体が済んだこの空き地は、周辺商業者の賛同が得られれば広大な土地に生まれ変わります。市長の今回の英断は、さまざまな提案や意欲を持つ民間資本をとてもいい意味で大きく刺激いたしました。地元紙の本日の朝刊を読んでたくさんの方がいろいろな思いを持っておられると思います。**市長は当該地の今後の利活用につきまして、どういったアイデアをお持ちなのか、地域再生のカンフル剤を打ってくださった御本人にお伺いして私の一般質問を終わります。**御清聴ありがとうございました。(拍手)(降壇)

[市長 小畠 元君 登壇]

○市長（小畠 元君） ただいまの明石議員の御質問にお答えいたします。

1点目、市内の廃校舎の利活用について。①全国ではさまざまな活用がされている。校舎もまだ新しく、地域や事業者にとってはまたとない優良物件だ、②従来なかった地域ブランドを創出するチャンス。田代のハムに続く特産品開発に、圏域の清流を使った水産業を提案したい。2点につきましては関連がありますので、一括して御答弁させていただきたいと思います。議員御指摘のとおり本市でも少子化の影響による小・中学校の統合によりまして、空き校舎が今後もふえることが予想されております。その利活用については、まさに喫緊の課題であります。空き校舎については、これまで地域の要望を第一に考えまして公民館分館や地域の住民が利用する体育館として活用してきているほかに、例えば、旧大葛小学校では天体観測施設がございますので市民の教育の場として活用させていただき、旧越山小学校では空き校舎を山の芋の皮むき作業場として使わせていただいております。それから、御指摘にもありましたとおり、旧山田小学校は生ハム工場として活用しているわけであります。空き校舎を含めまして用途廃止となりました空き公共施設の利活用につきましては、本年1月から空き公共施設を利用して事業を行う法人や団体を対象として、施設の減額譲渡や減額貸し付け、増築及び改修助成金の交付などの優遇措置を設けた大館市空き公共施設等利活用促進条例を施行いたしました。条例適用施設として旧白沢通園センターと旧葛原保育所につきまして、順次事業者を公募しまして、地元からの従業員の雇用などにより地域の活性化に貢献していただいております。今後

は、議員御紹介の福島県北塩原村を初めとしまして、他自治体の事例を参考としながら本市の恵まれた環境と資源をPRしながら積極的に募集してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。

2点目であります。旧正札竹村ビルの今後についてであります。①取得から長期間が経過した。8階建て部分については修繕して利活用との意見もあるが、修繕費用だけでも億単位は確実。解体も英断の一つである、②大型商業施設の新設は無理と考える。市営4団地の建てかえ事業が大詰めに入ってきた今、当該地の利活用に方向性を出し、民間投資を誘うときだというこの2点につきましては、関連がありますので一括してお答え申し上げます。平成17年度に取得した当時は、壁のモルタルが剥離落下するなど危険な状態であり、また時期を逃せば所有者がいない状態が続きまして、事態はさらに悪化することが想像できたことから取得したものであります。取得後の再利用案については、さまざまな御意見を伺いました。検討をしてまいりましたが、決め手がなく現在に至ったわけであります。3月定例会での解体の御指摘も踏まえまして、現時点では解体すべきと判断した次第であります。解体費用は、3億円程度ととりあえず試算はしておりますけれども、例えば本年度予定している旧第一環境センター——ごみの焼却場ですけれども、これも実は焼却場廃止してから解体するまでの間というのは8年かかりました。実際に解体費用について、補助・起債で何かよい制度はないかと探しまして、ようやく3Rプラザという事業を活用させていただいて補助なり起債のめどが立ったものであります。それは、旧正札についても同様だと思います。できるだけ現在の財政状況も見きわめながら、こういった有利な条件で解体できるようにということも今後の早急な検討項目の一つであるわけであります。また、コンパクトシティーということを申し上げてきたわけでありますけれども、急速な少子高齢化の中で、中心街区にできるだけ人に移り住んできていただいて、みんなが歩いて通えるような、暮らせるような町をつくっていきたいと私自身何回か御答弁で申し上げてきたわけですけれども、いよいよ具体的な案を作成するために、早急に府内プロジェクトチームを立ち上げ、市や商工会議所、各種地元民間団体等で構成する大館市中心市街地活性化協議会の皆さんのお意見なども取り入れながら、本年度のなるべく早い時期に今後の方向性を示したいと考えております。その中で民間投資を促進する施策についても十分に検討し御提案申し上げたいと思うわけであります。何かアイデアはないかというお話しでございますけれども、このプロジェクトチームそしてさまざまな議論の中で逐次また提案をして、皆さんの御意見を伺っていかなければと思っています。最後になりますけれども、市長の思いはということでございますので、一言申し上げさせていただきますと、かつて栄華を尽くした、繁栄した大町の象徴である正札を私の手で解体することになるかどうか、今、決断をしたわけであります。断腸の思いであります。しかし、これも時代の流れであり、市民の皆さんのお意向ということで私も決断した次第でありますので、今後具体的なさまざまな施策についても逐次議会に御相談してまいりたいと思っております。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。（降

壇)

○議長（中村弘美君） この際、議事の都合により休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午前11時23分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（中村弘美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

田村齊君の一般質問を許します。

〔24番 田村 齊君 登壇〕（拍手）

○24番（田村 齊君） 新生クラブの田村です。きょうも暑いので、イントロとアドリブ、アイドリングなしでいきます。早速質問に入ります。第1点目、前に質問した方もおりますけれども、市政方針の基本姿勢についてお伺いします。小畠市政折り返しの評価と総括について市長の御見解をお聞きします。

2点目、脱原発社会の基本的考え方についてお伺いします。ドイツでは脱原発を国策として決めたようですが、脱原発社会の潮流ストップは不可能だと思います。これに対して市長の基本的考え方をお聞きします。

3点目、熊・カラスの有害駆除についてお伺いします。市民の生命・財産を守るため獣友会に実施を委託しているところでございますが、予算等について今後も御配慮をいただきたく、市長の御見解をお聞きします。以上で終わります。（拍手）（降壇）

〔市長 小畠 元君 登壇〕

○市長（小畠 元君） ただいまの田村議員の御質問にお答えいたします。

1点目、市政方針の基本姿勢について。小畠市政折り返しの評価と総括について市長の御見解をということでありますが、先ほど相馬議員からも同様の御質問があり、マニフェストの進捗状況を述べさせていただきましたが、「地域産業と雇用」に対しては主に民間投資の誘発策、「全市民参加型のまちづくり」では地域応援プラン、「いのち最優先のまち」では総合病院を核とした医療体制の充実、「豊かな暮らし環境と生きがいづくり」については、さまざまな子育て支援策や高齢者フリーパス券など、掲げたテーマごとに主要な施策を実施してきたところであります。結果としまして、平成24年度においては、12社15工場により約150億円の投資と144人の新規雇用が創出されたほか、複数の地域団体が大臣表彰を受け、本市のふるさと教育が全国から注目され、また、税の収納率は県内トップということで、市民そしてまた企業にそれぞれの分野で頑張っていただいたと考えております。一方、東日本大震災の被害が市民生活に広く影響を及ぼす中、従前の想定を超える事態が発生した場合、それをどう乗り越えるのかについて議論を重ねた時期もございました。例えば、市民の安否確認では、どうしたら情報を

正確に把握できるのか、災害などで長期に停電した場合に市の業務について、その優先度をどう判断し実施するのか等々、常に新たな課題を抱えながらどうにかやってきたというのが実感であります。これまで実施した中には、期待した成果が十分得られなかつた政策などもあろうかと思います。いまだ課題が山積する中、引き続き全力で取り組んでまいりますので、御支援と御協力をお願い申し上げます。

2点目、**脱原発社会の基本的考え方について**。ドイツでは脱原発を国策として決めたようだが、**脱原発社会の潮流ストップは不可能**。市長の基本的な考え方をということでありますが、脱原発を含むエネルギー問題につきましては、石油・石炭などの化石燃料による地球温暖化への対策も考慮しながら対応すべきだと考えております。市では、原発依存からの脱却と地球温暖化対策の両面から、再生可能エネルギーの導入を積極的に進めております。その一つが、平成21年に策定した大館市バイオマスマстаウン構想に基づくバイオマスエネルギーの活用であります。木質ペレット燃料化事業の推進により、ペレットボイラー・ストーブの設置数も順調にふえて、現在、市内の企業で計画が進んでいる大型チップボイラー5機の導入に合わせて、チップ工場も新設される予定であり、バイオマス資源の需要は今後ますます増加するものと見込んでおります。また、廃食用油のBDF化も秋北バスが「さわやかみなみ号」への使用を開始するなど確実に定着しております。さらに、公共施設への太陽光発電導入など自然エネルギーの活用についても、重要な施策と考えております。自然エネルギーの活用については、未利用遊休地を利用した民間投資によるメガソーラー発電や農業用水路での小水力発電なども調査・計画等が進んでおりますので、これらを積極的に支援してまいります。再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度が24年7月から施行されたこともあり、事業のさらなる進展が見込まれることから、市といたしましても機を逃さず対応してまいりたいと考えております。今後、地域バイオマスや自然エネルギーと地場産業である農業・工業などと融合した新事業の創出までを見込んだ再生可能エネルギーの導入を進め、原発依存からの脱却と地球温暖化対策を両面で推進してまいりますので、御理解をお願いいたします。

3点目、**熊・カラスの有害駆除について**であります。市民の生命・財産を守るため猟友会に実施を委託しているところだが、予算等について今後も御配慮をということでありますが、熊・カラスにつきましては、農畜産物や人身への被害防止のため、例年猟友会に有害駆除を委託しております。昨年は、熊が23頭で駆除の経費は53万3,000円、カラスは516羽で56万7,000円となっております。市では昨年度、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき、熊・カラスを対象として大館市鳥獣被害防止計画を策定したことあります。今後、この計画に基づき大館市鳥獣被害対策協議会を立ち上げ、鳥獣被害対策実施隊を組織することにより、これまで被害状況を確認した上で行っていた警戒と駆除を常時可能とする予定であります。また、特別措置法の適用により、計画に基づく鳥獣被害防止の取り組みに対して国の財政支援が受けられるため、本定例会に有害鳥獣の駆除等に係る経費と

して240万円の補正予算を計上しておりますので、よろしく御審議をお願い申し上げます。また、鳥獣被害対策実施隊員につきましては、公務災害の適用や狩猟税の軽減措置などの支援があることから、獣友会の皆様には実施隊員として今後とも御協力いただきたいと考えております。最近は、これに加えまして猿の出没も相次いでいることから、ことし4月に設置した大館市クマ出没警戒対策室を、鳥獣被害防止のための常設の組織として被害防止に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

○議長（中村弘美君） 次に、佐藤芳忠君の一般質問を許します。

〔18番 佐藤芳忠君 登壇〕（拍手）

○18番（佐藤芳忠君） 無所属の佐藤芳忠です。人は病気になって初めて健康のありがたさを知り、身体の機能を失い初めてその大切さを知ります。例えば、片手がきかなくなれば、選挙の投票用紙は誰かに押させてもらうか、文鎮などのおもしろ固定しなければ名前を書くことができません。手紙を書いても便箋を折って封筒に入れることができず、封筒に入れてものりづけすることができません。食事の際も、茶わんやおわんを持って食べることができなくなります。また、片足がきかなくなればつえや手すりがなければ歩行が困難になるなど、身体の機能が失われれば日常生活にさまざまな支障が生じます。事故や病気などにより**身体に障害を受けた人が身体の機能を回復し社会復帰を図るために**は、継続的な機能訓練や日常生活訓練が必要であり、当市は、以前は**リハビリテーションの環境づくり**に力を入れていました。大館市総合福祉センターは、福祉の拠点として平成4年6月に開設されましたが、その当時のパンフレットには「身体機能に障害のある方に、理学療法士による機能維持向上運動療法と日常生活における動作向上のための訓練を行います」と書かれており、平成19年度までは1階の機能回復訓練室と日常生活訓練室で、身体に障害がある多くの方々がリハビリ訓練を行っていました。このリハビリ訓練は機能訓練教室（自主訓練）という市の主催事業で、平成4年以前は保健センターで行われていましたが、平成4年度からは訓練設備が整っている総合福祉センターで行われるようになったものです。市が主催していた平成19年度までは月曜日から金曜日までの週5日間、午前9時から午後4時まで一日6時間、市保健センターの保健師2名がリハビリ訓練に立ち会い指導していましたが、平成20年3月でこのリハビリ訓練事業が終了したため、平成20年度からは機能訓練教室の参加者が立ち上げた自主訓練リハビリ友の会が、市から補助金を受けてリハビリ訓練を継続しています。しかし、市がリハビリ訓練事業から手を引いたため、補助金の範囲内でしか保健師を頼めなくなり、リハビリ訓練は週5日から週3日に減り、訓練時間も一日6時間から一日2時間に減ってしまいました。さらに平成21年度からは、日常生活訓練室を社会福祉協議会の地域包括支援センターが使用することになったため、日常生活訓練室は使用できなくなり、訓練室前の手すりも取り外されました。その際、市は地域包括

支援センターが移転する際は日常生活訓練室をもとどおりにするとリハビリ友の会に約束したそうですが、地域包括支援センターが移転した25年度からは子ども課が使用し、現在も日常生活訓練室と手すりはもとどおりにされていません。このように、現在、当市のリハビリテーションは、平成19年度以前と比べ訓練日も訓練時間も大幅に減り、日常生活訓練室がなくなり機能回復訓練室しか使用できなくなったため、十分な訓練ができない状況にあります。また、日常生活訓練室前の手すりも取り外されたため、トイレやエレベーターまでの歩行が困難な状況にあります。そこで2点についてお伺いします。第1点、このような市総合福祉センターの現在のリハビリ環境について、市長はどのようにお考えでしょうか。

そして第2点、平成18年度から27年度までの新大館市総合計画では、「健やかで生きがいのある生涯を支える総合福祉都市」をスローガンに、障害者の能力を最大限に発揮させ自立を促すためのリハビリテーションと障害者が健常者と同様に生活する社会を目指すノーマライゼーションの二つを基本理念とし、大館市障害者計画のもと障害者が家庭や地域で自立した生活を営めるような環境づくりに努めるとしていますが、市はリハビリテーションに関して今後どのような環境づくりに努めるのか、市長のお考えをお聞かせください。

以上で質問を終わります。（拍手）（降壇）

〔市長 小畠 元君 登壇〕

○市長（小畠 元君） ただいまの佐藤議員の御質問にお答えいたします。

1点目、身体障害者リハビリの環境づくりについて。1点目と言うよりもこれが全てではありませんが、①市総合福祉センターの現在のリハビリ環境についてということですが、総合福祉センターにおけるリハビリ事業は、昭和58年から40歳以上の方を対象として医師や理学療法士などの専門家の機能訓練指導のもと保健センターで実施していた機能訓練教室事業が、平成20年の老人保健法と健康増進法の改正に伴い補助事業が終了したことから同事業の代替事業として現在まで行っているものであります。実施に当たっては、当時の参加者からアンケート調査を行っており、参加者同士で自主組織をつくり週3日、一日2時間の訓練を続けていくことで参加者の皆様にも御理解をいただいたものであります。昨年度は136日開催し延べ1,411人の方に御利用いただきしており、訓練時には看護師を配置し、安全と健康管理にも配慮をしておりますが、理学療法士などの専門家の指導についても今後検討してまいりたいと考えております。また、日常訓練室につきましては、機能回復訓練室と同様の訓練を行っていたため平成21年に利用実績等を踏まえ検討した結果、施設の有効利用の観点から機能回復訓練室に集約したものでありますので御理解をいただきたいと思います。議員御指摘の手すりについてでありますが、早急に関係課に確認をさせ、利用する方に御不便をおかけすることのないように対応してまいります。

②市はリハビリテーションに関して今後どのような環境づくりに努めるのかということであります、リハビリには病気で入院中に受けるリハビリ、病気回復後に受ける回復期リハビリ、

退院後に受ける通院リハビリ、高齢化による運動機能回復リハビリ等々、さまざまな形態があり、また、高齢者の健康体操も運動機能を低下させないためのリハビリの一つであります。リハビリは、基本的にその方の障害の状態に合わせ医療機関・介護施設などの専門施設で医師や理学療法士・作業療法士など多くの専門職の協業により実施されるべきものと考えております。市立総合病院のリハビリテーション科では、病気やけがにより歩行など身の周りの動作に障害がある方に対して、理学療法士や作業療法士の指導のもと機能の回復と残存能力を最大限引き延ばす治療・訓練を行っております。また、秋田労災病院では平成23年11月にリハビリ訓練棟を移転・新築し、リハビリテーション部門のさらなる充実を図っており、地域のリハビリの拠点施設の一つとして貢献いただいております。一方、介護認定を受けている方は、デイサービスセンター やショートステイなどを利用し、生活機能の維持向上を図るための体操や筋力トレーニングなどを実施しております。今後、リハビリの環境向上に向けて、多種にわたる専門職の皆様に御意見を伺いながら医療機関や介護施設などと連携し、ニーズに合ったリハビリ環境の整備に取り組んでまいります。また、リハビリを必要とする方の状態に合った医療機関や施設の情報提供についても取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解をお願い申し上げます。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

○18番（佐藤芳忠君） 議長、18番。

○議長（中村弘美君） 18番。

○18番（佐藤芳忠君） ①と②で2点質問しております。2点について一問一答方式でお願いしたいのですが。まず第1点、市総合福祉センターのリハビリ環境についてお伺いします。市長は御答弁で「日常生活訓練室と機能訓練室を集約して1つにした」とおっしゃいましたが、この2つは集約できるものではないのです。機能訓練室というのは、身体の機能を回復するためのいろいろなトレーニングマシンがありまして、それで身体の機能を回復する。日常生活訓練室というのは、お茶を自分で不自由な手で入れたり、日常生活に必要なことを行うための訓練室です。ですから、そのような考え方で集約したというのであれば、これはもう根本が間違っていると思います。そしてもう一つは今言いましたように、リハビリには機能訓練室と日常生活訓練室これらはどちらが欠けてもいいということです。そして、もう一つは手すりがないということは、これは大変なことです。今、この議場におられる方は足腰が丈夫な方ですのでわからないと思いますが、リハビリを受けている人で足腰が不自由な人は、トイレに行くときに手すりにつかまらなければ不自由なわけです。そして、手すりがなくなつてからどのようにしてトイレに行っているかというのは、市長にごらんいただきたいと思いますが、手すりがなくなったため、今、福祉センターのソファーの裏を通ってソファーの背もたれを手すりにしてトイレを行っています。こういう状況です。ですから、この生活訓練室と手すりというのは欠くべからざるもので、特に、総合福祉センターという名がありながら、この日常生活訓練

室の手すりを取り外すということは、私は恥ずかしいことだと思っています。その点について、もう一つこれは質問とは関係ありませんが、市長にホームページをごらんになっていただきたいと思います。6月10日、昨日現在で市のホームページで福祉センター案内図、これには日常生活訓練室が載っています。そういう状況です。日常生活訓練室多分載っています。そして、なおかつ総合福祉センターに関する条例第4条。これには「総合福祉センターは、老人、身体障害者、知的障害者、社会的弱者に対する援護事業としての事業を行う」として、日常生活訓練事業も掲載されております。ですから、こういう点をお含みおきくださいまして、これら2つの復活をお願いするということです。

○市長（小畠 元君） 議長。

○議長（中村弘美君） 市長。

○市長（小畠 元君） 再質問にお答えしたいと思いませんけれども、総合福祉センターの利用度は大変多くて、実はもう1つこのスペースを利用しています。それは何に利用しているかと言いますと、地域包括支援センターかつらのデイサービスを利用している方たちのための体操・機能訓練もあわせて同じスペースでタイムシェアをしまして利用させていただいているわけです。ですから、実際には3つの機能をあわせ持つて1つのスペースで順番にやっているわけであります。時間的なものとか、間に合うかということになりますけども、リハビリ友の会のみなさんは月・水・金の週3回で午前9時から11時10分までですけれども、昨年の実績で一日平均10.3人ですから、これは混み合って使えないという状態ではないと思います。むしろ、そのスペースを有効利用していくべきだと思います。議員御指摘のように「2つの訓練は違うのだ」と、そのとおりだと思います。そういう個々の訓練に必要な人員をちゃんと配置しながら、タイムシェアしながら同じスペースを上手に使っていただければというのがお願いであります。それから、手すりについては直ちに直させたいと思います。さらに、実は②のリハビリテーションに関しての環境づくりのところで少し細かく述べさせていただいたわけですけれども、リハビリテーションと言いましても先ほどの2つのみならず症状、それからリハビリをされる方たちの状況によりまして多岐にわたっております。従いまして、その方の実際の指導・サポートに当たっては専門的な医師や理学療法師・作業療法師などたくさんの方の総合的なアドバイスをもらいながら逐次、場所なり機能なりを選んでいただきながらリハビリをしていただくという形をとっていくことが必要ではないかと思います。従いまして、確かに名称は総合福祉センターということになっておりますけれども、1つの場所で全てがカバーできるものではないということで、その都度、さまざまな場所を御紹介しながら御利用いただくというのも一つの手ではないかと考えております。

○18番（佐藤芳忠君） 議長、18番。

○議長（中村弘美君） 18番。確認のため申し上げます。再々質問、これは大項目についてということで許されておりますので、質問2回までです。

○18番（佐藤芳忠君） わかりました。そうすれば2回目は②も含めて質問したいと思います。まず、午後にデイサービスの方が使っているのは重々わかつております。そして、市長は今、平均十数人ということで少ないとおっしゃいましたが、機能訓練室は14～15人使えばもう満杯な状態です。そして、以前は機械器具を使っている間、その順番待ちで隣の日常生活訓練室でお茶をくんだり、茶わんを洗ったり、そういう訓練をしていました。そのところを御承知いただきたいと思います。そして、今言ったように平均十何人というのは、15～16人入れば満杯な機能訓練室にそのぐらい入っているということは利用が多いということです。そして、私は次の質問でお伺いしようと思いましたけれども、つまり今は補助金の範囲で保健師さんを2人雇うと週3日、一日2時間しかできないわけです。ですから、前のように午後4時までとは言いませんが、午前中5日間できるような方策を考えていただきたいということです。

そして、これは最後の質問ですが、②の質問に関しては、私の質問の趣旨がちょっと誤解されていたようで、私は質問聞き取りの際に②の質問に関しましては「これは総合福祉センターでやっているリハビリについてお答え願いたい」ということを担当者に言っております。ですから、誤解されて全てのリハビリをという答えをいただきましたが、その点をおわかりいただきたいと思います。以上です。

○市長（小畠元君） 議長。

○議長（中村弘美君） 市長。

○市長（小畠元君） 冒頭、答弁で申しましたとおり、確かに補助事業ではなくなったので全て単独費用となったですから財政的にもかなり厳しいところがありますけれども、せっかくリハビリ、いろいろ励まれているわけでありますから、できれば理学療法士等の専門家をそちらのほうに振り向けて、御負担はできるだけ行政の方で負うように努力し、環境をさらによくしていきたいという答弁をさせていただいたわけですので、御理解いただければありがたいと思います。

なお、2点目に関してでありますけれども、逆にこのように御理解いただければありがたいと思います。さまざまリハビリがあって、その中の一つとして総合福祉センターの受け持つパートがある。それ以外にもさまざまリハビリがあるので、そこを上手に使っていただければありがたいと、そういう趣旨で答弁したと御理解いただければありがたいと思います。

○議長（中村弘美君） 次に、笹島愛子君の一般質問を許します。

〔26番 笹島愛子君 登壇〕（拍手）

○26番（笹島愛子君） 日本共産党の笹島愛子です。通告順に一般質問を行います。

最初に、平和憲法を改悪して、戦争する国にしようとする現政権の動きについて、市長のお考えをお伺いいたします。1点目として従軍慰安婦問題についてお聞きます。アジア太平洋戦争時に16カ所もの旧日本軍慰安所が存在したとされる沖縄県宮古島に、朝鮮半島などから連

れて来られて日本軍に性的奉仕を強いられた慰安婦の悲しみを後世に伝える祈念碑——これは祈るほうの祈念碑です。この祈念碑があるそうです。その追悼文には「日本軍による性暴力被害を受けた一人一人の女性の苦しみを記憶し、全世界の戦時性暴力の被害者を悼み、二度と戦争のない平和な世界を祈ります」と、日本語を含む12地域・国の言語で記されているとのことです。私は、いつか機会があれば、ぜひ行って自分の目で見て被害女性の悲しみを後世に伝えたいと思っています。この碑は、国内外から寄せられた多くの募金により2008年に建立されたそうですが、私は心からの敬意を感じずにはいられません。さらに、「歴史を歪曲する人たちをのさばらしておくわけにはいかない」と証言する人たちも出ています。証言者の一人がこのように言っています。「慰安所に兵隊が長い列をなして並んでいた光景など鮮明に蘇る記憶とともに、その女性たちのその後の身を案じます」と述べています。この言葉に慰安婦問題の状況が凝縮されているように思い、身も心も凍る思いです。それなのに、橋下大阪市長などのように「慰安所は必要だった」とか、アメリカ軍の性犯罪を防ぐには「風俗業を活用したらい」など、女性を性の商品扱いにする風俗業を肯定する人物がいることに対してとても許せません。このような人が「女性の人権を尊重している」などと言っても人間の社会では通用しません。さらに、事もあろうに外国特派員協会の会見では「マスコミに大誤報をやられた」とか「日本人の読解力不足」など、ひどい責任転換を繰り返しました。これについては、国内大手の新聞が誤報問題で異例の反論を掲載しました。この橋下大阪市長の発言後、日本維新の会を除く野党の女性国會議員がそろって会見を行っていますし、橋下発言の撤回、または謝罪を求める決議が多くの議会や団体などから上げられています。東京都千代田区議会は5月20日に全会一致で、5月28日は京都市議会、31日は大阪府吹田市議会、そして6月3日は埼玉県新座市議会、そして同じく東京都清瀬市議会などです。さらに、国連の事務総長が異例の批判をしました。また、国連の拷問禁止委員会は日本政府に勧告を提出しました。このように、国内外から厳しい批判が続いている中ではありますが、まずはこの歴史認識について市長のお考えをお聞かせいただきます。もう1点は、現政権の戦争する国づくりのための改憲手続問題等についてお伺いするものです。市民の生命・財産を守るべき市長のお考えを慰安婦問題も含め市民は大きな関心を持ち、真剣に耳を澄ましてると思いますので、市長の本心をお聞かせいただきたいと思います。憲法第96条の改正手続を緩くすることについては、いわゆる改憲論者からも反対の声が上がるなど、この間大きな動きになっています。5月3日付の毎日新聞の社説では大きく「96条の改正に反対する。堂々と中身を論じよ」とありました。さらに、元自民党幹事長の古賀さんは「96条改憲に大反対」を表明していますし、「憲法の平和主義は世界遺産だ」とまで述べています。96条も含め二度と戦争しないと誓った平和憲法の改悪は集団的自衛権の名のもとに、自衛隊を国防軍として世界中に派遣し、アメリカとともに海外で戦争する国につくり変えることがあると思います。この安倍政権の動きについて市長は危険だと思いませんか。市長の見解をお伺いいたします。

次に、TPPへの参加で、本市の農林分野への影響額はどのくらいと試算しているのか。あわせて、本市の農地が今後どうなると予測するのか、また、食料の安全面などについてはどのように考えておられるのかお伺いいたします。この市の影響額については、昨日の佐藤議員にも答えられておりますが、本当に大きな額になっています。まず、このTPP問題につきましては、この間の一般質問などでも問われて、その都度、市長は「交渉参加には反対」であると表明しているところです。しかし、昨年の総選挙で自民党が大勝し、自民・公明による安倍政権が発足した途端、交渉に参加する旨を決定しました。このTPPでの影響は、農林漁業が当初は大きく取り上げられていましたが、その後、次々と医療団体や建設業関係などからも懸念の声が上げられましたし、さらに、その後は交渉参加に反対であると明確に表明した団体も少なくありません。特に農業関係の方々からは「公約違反だ」の声が大きく上がっていることは周知のとおりです。それは、当選した自民党議員の7割205人がTPP反対を公約して当選したからです。自民党のポスターは「ウソつかない。TPP断固反対。ブレない」というものでした。さて、そのTPPに日本が参加し関税が全面的に撤廃された場合、県内の農林水産物への影響はどのくらいになるのか。県がまとめて県議会に公表した金額は808億円程度に上るというものがありました。これは、平成20年の農林水産物産出額に比べますと31.1%の減となり、米は価格の下落などの影響で産出額がさらに半減するというものであります。これは、ことし3月の政府試算をもとに算出したというものであります、本市の影響額はどのくらいになると見込んでいるのでしょうか。改めて、私にも数字をお知らせください。今でも、不耕作地が大変拡大している中、日本の農地はどうなってしまうのでしょうか。専門家の方々が口をそろえて訴えている保水力の激変で自然災害に弱い地形・土地になり、大災害になる可能性が高くなることも大変心配であります。市長は、田んぼの保水力——ダムの働きをする役割についてはどうお考えでしょうか。また、米を初め野菜や果物などへのポストハーベスト問題についてはどのような認識でおられるのでしょうか。「市民の生命・財産を守る」と常に言葉にされておられる市長です。まずは、市民の生命・安全な食糧を守るためにも「TPP交渉に参加するな」の声を改めて政府に伝えるべきと考えますが、決意のほどはどうでしょうか。

次に、特別な支援を必要とする全ての子供たちに豊かな教育を受けさせるべく市のお考えをお聞きいたします。私は、昨年と一昨年、本市で行われたいわゆる発達障害児への対応方や教育のあり方や親・家族との接し方、さらに家族の悩みや楽しみ、苦労なども率直に話し合う研修会に参加しました。その研修会の代表が挨拶の中でこのように言っています。「障害を持つ子供の親は頑張っている。それに気づかない教師も多い。今日はお互が共感し、励ます場にしたい。保護者の皆さんには苦労したことなどを発信してほしい」と呼びかけられました。その中でも、もしかしたら発達障害の疑いがあるかもしれないことに気づかない親・教師も多いということに私は驚かされました。しかし、研修が進むうちに、こんなにも頑張っている親・教師がいることに大きな希望が見えました。この頑張っている家族や教師たちの活動を支援する

ためにも、そして、何よりも発達障害の疑いがある児童生徒のその疑いという言葉がとれるような手立てを講じることが大事だと思いました。我が国では、障害のある子供たちのための教育の場として特別支援学校と特別支援学級、そして通常の学級から週1回程度通う通級指導教室という主に3つの特別の場が設けられておりますが、ここ数年こうした場で学ぶ子供たちの数は急増していると言われております。本市では、特に支援が必要な児童生徒は25年度で179人ほどいるということあります。その児童生徒数に対して、特別支援教育支援員は47人であり、ほかに11人も特別支援員に充てるということではあります。文科省の調べによりますと、全国で普通学級に在籍している児童生徒のうち発達障害により支援が必要な児童生徒の割合は6%程度いると言われております。中でも、特別支援学級の在籍児はこの十数年で約2倍になっているというものであり、同時に従来多かった知的障害の子供に加え、対人関係をうまく結べない情緒障害や発達障害の子供、障害の重い子供など障害の状態が多様になっているということあります。そこで、教育長にお伺いいたしますが、発達障害など障害のある子供たちや特別な支援を必要とする全ての子供たちの豊かな教育を行うためにも教育条件整備の一つとして、まずは支援員を絶対減らさず、きちんと制度化していただきたいと思うのですが、教育長の決意のほどをお聞かせいただきたいと思います。

次に、**いじめのない学校と社会を築き、命最優先の教育**をということで質問いたします。いじめによると見られる自殺が社会問題になって、今なお子供を守れないケースが繰り返されています。いじめを訴えても何もしない、いじめをけんかやトラブルと扱う、表面的な握手で仲直りさせる。そして、子供が自殺したらいじめの事実を隠ぺいするなど、そうした対応でいじめ被害者とその家族は深く深く傷つけられています。また、いじめられている側にも問題があるというもう一つのいじめが人権侵害や暴力であることを見ないという誤りも軽視できません。私は、昨年の9月議会でもこの問題について取り上げましたが、その後「いじめのない学校と社会を」という内容の提案を党が発表しました。この提案は、教育長にも届けさせてもらいましたが、とても大事な内容ですので、ぜひ多くの皆さんにも見ていただきたいと思っているところです。提案の内容につきましては触れませんが、あえて一つだけ述べて教育長のお考えをお聞きしたいと思います。それは、子供たちに過度のストレスを与える教育と社会を変えるということですが、特に子供たちのストレスを考えるとき教育自体が競争的で管理的になっていることを考えなければいけないと思います。そこで、今回改めてお聞きしたいのは、教育の現場では先生たちがとても忙しくて、じっくり児童生徒と向き合う余裕がないのではないかということです。学力向上を目指すがために、児童生徒と教師の間にコミュニケーションが取りづらくなっているのではないか。生徒と触れ合っているのだろうかなどなど、心配するのは私だけでしょうか。いずれ、教育の現場でもスポーツ社会でもいじめや暴力などあってはならないことは誰もが認めるところでしょう。このようなことを考えるとき、教師には専門性を発揮してもらうためにも非常勤の方や講師の力も借りることは大事かもしれません、でき

るだけ正規教員で教育に当たるのが望ましいのではないかでしょうか。そして、児童生徒・教師等お互い信頼関係のもとでの教育現場であってほしいと思うのですが、教育長いかがでしょうか。

次に、**生活保護法についてお伺いいたします**。生活保護法の改悪案が衆議院で可決されました。これは、全ての市民に悪影響を及ぼすものと私は断定できます。市長は、参議院での審議中にでも市民を守るという立場から、ぜひ反対を表明していただきたいのですが決意のほどはいかがでしょうか。今度の改悪案の最大の問題というのは、生活に困窮された人が生活保護の申請を行うときに書類の提出を義務づけるというところにあります。これまでも、生活保護行政の現場では保護を求めてきた人を単なる相談者として扱い、申請を断念させて追い返すいわゆる水際作戦が全国でも横行してきました。しかし、それでも現行制度では保護申請は口頭でも可能とされていて、行政はそれに応じる義務を負っていました。それが今回の法改正は、この水際作戦を合法化するというものです。ところが、これに対して民主党は修正案を出しました。それは、書類提出について「特別の事情があるときはこの限りではない」という文言をつけ加えただけで賛成をしたのです。これは、市長初め職員の皆さんも十分おわかりのとおり何の意味もありません。その「特別の事情」というのは、役所が判断するわけですから何の歯どめにもなりません。そういうこそくな修正で強行してしまったのです。政府は、この制度改悪の口実として不正受給の存在を強調していますが、これは政府の統計でも不正受給額は全体の0.5%にすぎません。しかも、不正受給と言われている人たちの中では、例えば「子供さんが高校生になってアルバイトを始めた。その届け出をうっかりやっていた」这样一个ミスも少なくなく悪質なものはごく少数にすぎませんが、当然のことながら不正受給に対しては厳正に対処しなければなりません。しかし、それをあたかも全体が不当なことをやっているかのようなバッシングをやって受給権を奪い、国民の間に分断を持ち込み互いにたたき合させて、その権利を奪うというやり方は、これは本当に許せません。この問題は生活に困窮されている方々だけの問題ではないと思うのです。全国民の問題、憲法第25条の権利にかかる大問題です。ところが、さらに私が驚いたのはことしの5月に国連社会権規約委員会から日本政府に出された総括所見です。その内容はこういったものでした。「恥辱のため生活保護の申請が抑制されていることに懸念を表明し、生活保護の申請を簡素化し、申請者が尊厳をもって扱われることを確保するための措置をとること。生活保護につきまとう恥辱を解消する手立てをとること」が国連から勧告されているのです。これこそ日本が今、取り組むべきことではないでしょうか。何回も言いますが、市民の生命・財産を守り、文化的な最低限度の生活を保障するためにも、このたびの法改正には声を大にして反対を表明し7万8,000人市民に安心を与えるべきです。市長、いかがでしょうか。

次に、**子ども課や観光課・農林課など本市の特色を出すため、制服のデザイン等を考える必要があるのではないか**。今後、みんなで検討してほしいと思い提案するものです。まず、特に

今年度から発足した子ども課ではいち早く取り組んでほしいものです。そして、「親しみやすい」「市役所の敷居が低くなった」「何でも相談できる」「子供も連れて行ける」と構えなくとも出入りできるような雰囲気づくりを始めてほしいと思います。市民にとって市役所はまだまだ敷居が高いです。そのためには、まず対応する職員の制服から手がけたらどうでしょうか。例えば、事務服であっても上着にかわいらしい赤ちゃんの顔や動物・お花などのアップリケなどを取りつけるとか、担当者の異動があってもクリーニング等で対応できるベストにするなど、とにかくアイデアを出し合ってみることが大事ではないかと思うものです。今後、政府が民間業者を保育の運営に参入させる方針を強いるようなことがあっても、保育はやはり公営でしっかりとやってもらいたいと、信頼も得てもらえるような子ども課につくり上げてもらいたいものです。そこで、市長は「子育てや保育のことは任せてください」と市民にアピールし、さらに、近隣自治体も参考にしたくなるような子ども課の見かけも内容も充実させてほしいと思います。さらに、観光課などは職員そのものが市の顔ですので、ユニホームと一緒に歩く大館にすべきと考えます。しかし、ユニホームのいわゆるキャラクター的なものを考えるのは大変難しいと思います。ベストや作業着の背中にドーンとハチ公をのせて、それに負けないくらいの大きさで大館市と書くとか、曲げわっぱ・大文字・比内鶏・比内地鶏・きりたんぽなど、かなりのアイデアが必要になると思います。さらに、農林課は市の基幹産業が農業であるという位置づけからも、稲穂がこうこうと輝いている中に大館市を入れたらどうでしょうか。私は、このようなアイデアなど本当は苦手ですが、職員の方にはとても才たけている人もいるはずです。この先、庁舎の建てかえなども計画されると思いますが、「庁舎が立派になったら今まで以上敷居が高くなつた」と言われるのではなく、庁舎とともにとても親しみやすくなつたと思われるような、本当に市民が主人公になれるような市役所を目指していただきたいと思いますが、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

最後になりますが、「義務教育は無償」の憲法を守ることについてお聞きいたします。1点目は、学校の図書司書に対する父母負担をなくすことについてです。現在、本市では4校で学校図書司書分として父母負担があるということあります。各校によって集金額はまちまちのようですが、金額の多寡にかかわらず、これは即やめるべきです。

2点目は、1泊研修や修学旅行など特別な事由以外は参加させることについてです。いつの時代でも、どこの学校でも何らかの理由によって学校行事等に参加できない児童生徒はいると思います。例えば、長期入院や不慮の事故、冠婚葬祭などやむにやまれずということはあると思います。しかし、保護者の経済的理由などによる不参加などあってはならないことです。このような事例が本市ではないものと思うのですが実態はどうでしょうか。改めて述べるまでもなく憲法第26条では「教育を受ける権利」「教育を受けさせる義務」「義務教育無償」これをうたっています。さらに、教育基本法第4条の教育の機会均等の第1項では「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならず、人種、信条、性別、

社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない」。さらに、第3項では「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない」とあります。以上、憲法・教育基本法の立場から2点の質問事項について教育長のお考えをお聞かせいただきます。

以上で、私の一般質問を終わります。(拍手)(降壇)

〔市長 小畠 元君 登壇〕

○市長（小畠 元君） ただいまの笹島議員の御質問にお答えいたします。

1点目、平和憲法を改悪して、戦争する国にしようとする現政権の動きについてということですが、この慰安婦問題に関して政府はこういう見解を示しております。「心が痛む問題で、アジア諸国に多大な損害を与えたという事実を謙虚に受け止めていた」という見解を示しておりまして、私もこの慰安婦問題につきましては、多数の女性の名誉と尊厳を傷つけた問題であると認識しております。また、憲法についてでありますけれども、96条改正とそれからその他の条文改正につきまして、手続論を優先する考え方とそれから一体で議論しなければならないという考え方があります。毎週のようにテレビの土曜日、日曜日はさまざまな議論がされているわけでありまして、皆さんもそれをご覧いただいていると思います。国民全体が今、憲法に関して大変に関心が高まってきてていると思います。また、御案内のとおり憲法問題に関しましては、かなり解説書等もベストセラーになってきているようあります。その意味で私は国民世論、まだまだまとまるという段階ではないと思います。もっともっと国民的な理解が得られるように議論を深めていくべき、そういう段階ではないかと考えております。

2点目、TPP参加で、本市の農林分野への影響額はどれくらいと試算するのかについてであります。さきにもお答えしたように日本がTPPに参加した場合の影響額については、全ての関税を撤廃し国内対策を講じない場合として政府が行った試算をもとにした、さらに秋田県の試算ということになるわけでありますけれども、県全体では2,598億円の農業生産額が3割弱減の1,790億円となるわけであります。そのうち、この米は1,092億円ですけれども、これが今度は5割減の521億円となるわけであります。なお、大館市はどれくらいになるのかということですが、さっきの佐藤議員の御質問にお答えしたとおり、大館市においては全体で144億円の農業生産額が97億円になり、米は53億円が25億円になると試算しているわけであります。さて、政府はTPP交渉参加に当たりまして、米などの重要品目の例外を求めるとしておりますが、全ての関税が撤廃された場合、農畜産物生産への影響だけではなく輸入产品に使われている農薬や防腐剤などの心配、また御指摘にもあります農地の水源涵養機能の問題、農業を初めとする各業種での雇用問題など市民の生活に広く影響が出ることが危惧されております。一方政府は、攻めの農林水産業を柱として農業・農村の所得倍増目標を掲げると表明し、6次産業化や農地の集積・輸出促進などの施策を総動員して10年で実現を目指すとしております。具

体的施策は、今後国から示されることとなりますが、本市としてはこの外圧を奇貨として、大館市農業ビジョンに掲げている農地集積による大規模経営化や高品質米の生産拡大、安全・安心な比内地鶏や豚の供給とブランド化、さらには循環型農業やグリーンツーリズムの推進など厳しい状況下においても特色のある持続可能な強い農業、生き残れる農業の確立に向け、一層取り組みを強化してまいりますので、御理解をお願いいたします。また、さきに申し上げましたが、国に対しては地方六団体等を通じまして、我が国の農業の生き残り策と対応策を早急に示すよう要望してまいりたいと考えております。

3点目の特別な支援を必要とする全ての子供たちに豊かな教育を、及び4点目のいじめのない学校と社会を築き、命最優先の教育を。この2点は、後ほど教育長からお答え申し上げます。

5点目、生活保護法の改悪案が衆議院で可決。これは、全ての市民に悪影響が。市長は反対を表明することという御意見ですが、本市の生活保護受給世帯数は平成24年1月をピークとして緩やかな減少傾向にあり、25年4月末現在で780世帯1,047人で前年同期に比べると10世帯32人減少しております。また、生活保護の相談・申請件数については、昨年度と比較して約4割少なくなっています。国は、法に基づく生活扶助費などの保護基準について、近年のデフレの影響を考慮し25年8月から抜本的に見直すこととしております。基準の算定に当たっては全国消費者実態調査などの調査に基づき、保護受給世帯と一般低所得者世帯との消費実態を精査・比較し、総合的に判断することとしております。議員御指摘のとおり、法改正により生活保護相談や申請が抑止されたり、制度の適正な実施が妨げられるようなことはあってはならないと考えております。生活に困窮する相談者に対しては、これまで以上にきめ細やかな面接を行い、それぞれの状況に応じて生活保護の適用や保護に至る前段階での各種制度活用の助言など必要な対応をとってまいります。それから、生活保護制度を取り巻く状況は流動的でありますが、本制度は国民の最後のセーフティーネットであります。法の趣旨を十分に踏まえ、その適正な実施に向けて取り組んでまいりますので御理解をお願いいたします。

6点目、子ども課・観光課・農林課など本市の特色を出すため、制服等のデザイン検討をということですが、現在、市の被服貸与は基本的に作業服のみでありまして、事務服については新規採用の女性職員に限り上着のみ貸与している状況です。そのため、勤務中の職員の服装については、華美にならず市民の皆様に違和感や不快感を与えないようT P Oに合った服装で臨むことを基本に、クールビズやウォームビズへの対応においても個人に任せておりますが、そのバランスが難しく我々も苦労しているところであります。また、職員の接遇については、日々の職場内での指導のほか研修を受講させるなどして、挨拶や声掛け、市民が溶け込みやすく、気軽に相談できる雰囲気づくりをするように心がけております。しかしながら、議員御指摘の市役所は敷居が高いというイメージがあるのであれば、それを払拭しなければなりません。挨拶や声掛けはもちろんのことですが、市民が気軽に訪れることができて、いらした市民に対しては丁寧かつ心のこもった対応、おもてなしの姿勢をさらに徹底してまいります。そ

の上で、各部署の特色・イメージに合った服装や雰囲気づくりにつきまして、一定のルールを定め必要に応じて若い職員の皆さんとの意見も交えながら検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

7点目の「義務教育は無償」の憲法を守ることは、教育長からお答え申し上げます。以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

○教育長(高橋善之君) 笠島議員御質問の3・4・7点目について順を追ってお答えいたします。

まずは3点目、**特別な支援を必要とする全ての子供たちに豊かな教育**をであります、特別支援教育につきましては、障害のある子は最も適切な教育を必要としている子供たちというような基本的な認識をもって取り組んでいるところでございます。障害のある子供たちに早期に対応することにより障害の程度を和らげ、改善を図りやすいことは議員御指摘のとおりでございます。そのため、子ども課と連携して就学前の子供たちを対象とした相談会を実施したり、通いながら学ぶ通級指導教室を開設し、子供たちの発育や発達を促しながら一人一人の学ぶ楽しさ、遊ぶ楽しさを大切に育てております。大館市の小・中学校に在籍する軽度発達障害等、通常学級において特別な支援を必要としている児童生徒数は、先ほど議員御指摘のとおり179名おり、現在、これに対応するために特別支援教育支援員を47名配置しております。それに加え今年度は、中学校に11名の学校運営支援員を配置し同様の対応をしております。この効果により軽度発達障害を持つ子供たちはもちろんのこと、学校全体が落ち着いた環境の中で教育活動を進めており、少人数学習指導と並び大変効果的な教育施策であると認識しております。また、支援員の配置に当たっては国から大館市に、学校数掛ける1.3人分という算定基準で大館の場合は36人分ということになりますが、交付税措置が行われております。しかし、この人数では各学校への支援が不十分であるということを市長並びに議員の皆様に御理解いただき、緊急雇用支援制度等をフル活用し58人を配置しているところであります。財源上の理由から、この配置人数を維持することは極めて困難な状況でありますが、今後、さらに国や県への支援を要請するとともに、市教委として有償ボランティアを募集するなど安定的な運用ができる枠組みを構築していくかなければならないと考えているところであります。仮にも、最も弱い子供たちを見捨てるようならば、その教育は一瞬で輝きを失うという心情をもって取り組んでおります。今後とも御理解を賜りますようよろしくお願ひいたします。

続いて4点目の御質問。**いじめのない学校と社会を築き、命最優先の教育**についてお答えいたします。まずもって、いじめのない学校と社会を築き、命最優先の教育をという願いは全く同様でありますし、これをを目指して大館の教育を進めているところであります。また、定数内講師——これは本来、正職員を配置すべきところに臨時講師を配置することでございます。定数内講師をなくし教諭にすべきとの御意見、教職員の多忙化を解消し子供とじっくり向き合う時間を確保すべき旨の御提言もそのとおりであり、私どもも強く望んでいるところであります。

す。そもそも定数内講師につきましては、本来、教諭を配置すべきものであり、そうでありながら県北地区に定数内講師が多いのは教育の機会均等にもかかわる問題でありますので、これまでも任命権者である県教委に改善を求めてきた事項であり、今後も重ねて要望してまいります。職員の多忙化の解消につきましては、本市における学校教育運営上の大きな課題であると認識しております、次のような具体的取り組みを行っております。まず1つ目は、特別支援教育支援員の配置であります。これは、3点目でお答えしましたように、この配置により直接的・間接的教育効果は大きいものがあるのに加え、指導実務上も精神的負担の点でも学級担任の負担を軽減しております。2つ目は、臨床心理士の派遣であります。市として、2名の臨床心理士を全ての小・中学校に派遣し、学校の状況に応じた専門的支援を展開することにより、児童生徒及び保護者への支援とともに教職員の負担軽減にも結びついております。3つ目は、公定帳簿等のワープロ化の推進です。このことによって、事務処理能率が格段に高まり、年度末等における教職員の負担の軽減に寄与しております。さらに加えると、現在進めております小学校運動部活動の社会体育化につきましても、それが本来の目的ではないにしても結果的に多忙化防止・負担軽減につながる施策であります。市教委としては、以上のような多忙化防止・負担軽減に向けた工夫・改善を行っておりますが、抜本的な解決のためには、国が少人数学級の推進などの施策を通して教職員の増員を図るしか方策はなく、このことに関しては市教委としてもいかんともしがたいところであることを御理解賜るようお願いいたします。

続いて7点目①の御質問、**学校司書に対する父母負担はなくすこと**についてお答えいたします。小・中学校においては、学校図書館法により12学級以上の学校に学校図書館司書教諭の配置が義務づけられております。大館市内の12学級以上の小・中学校にも、司書教諭の資格を有する教員が適切に配置されております。しかし、その場合も教職員定数にプラス1として配置されているわけではありません。そのため、司書教諭といえども実態としては図書館に係る仕事に専念できる状態になく、他の教職員と同様に授業・学級経営・部活動の職務を行いながら、学校図書に係る計画・運営をこなしているというのが現状でございます。一方、PTA活動運営に係る事務については通常、小・中学校において教頭または事務職員が担当しております。しかし、規模が大きい学校においては本務である学校運営に係る業務が多いため、PTA事務にはなかなか手が回り得ない状況です。そのため、大規模校の中にはPTAの総意のもと、PTA事務等を扱う事務職員をPTA独自に雇用しているケースがございます。議員御指摘の事案はこれかと思います。その際、PTA事務に加え司書教諭に協力し、子供たちの読書活動充実のための補助をしている学校も見られます。このシステムは、これまで多くの学校においてPTAが図書寄贈などをし、子供たちの読書環境を支えてきたという歴史的経緯を踏まえて行われているものであると思われます。今後、司書教諭が図書館に係る仕事に専念できる環境が整い、教頭・事務職員の多忙化が解消できるよう県や国に定数措置改善を要望してまいりたいと考えておりますので、御理解賜るようよろしくお願ひいたします。

最後に②の御質問、1泊研修や修学旅行等、特別な事由以外は参加させることについてお答えいたします。新学習指導要領で集団宿泊体験などの豊かな体験の充実が推奨されていることを受けて、現在、大館市内の小学校においては6年生の修学旅行、5年生時の自然体験教室に加え、多くの小学校で4年生時の宿泊体験学習も行われるようになっております。また、多くの中学校においても、2年生時にキャリア教育を踏まえた宿泊体験学習が行われるようにもなってまいりました。その実施における保護者の負担経費は、昨年の大館市において小学校が3,800円程度、中学校が4,000円程度でありました。現在、大館市においては手厚い就学援助制度が行われているものと認識しておりますが、修学旅行費以外の宿泊体験学習費用については支給対象になっておりません。昨年度及び今年度において、修学旅行その他の宿泊体験学習に、経済的困窮の理由により参加できなかった児童生徒はありません。しかし、今後のことを考え合わせますと、他市町村の就学援助制度の状況を調査するとともに各学校の現状、本市における支援費項目等を勘案しながら、宿泊体験学習への援助のあり方について検討する時期であると考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願ひいたします。以上でございます。

○26番（ 笹島愛子君） 議長、26番。

○議長（ 中村弘美君） 26番。

○26番（ 笹島愛子君） 一問一答でお願いします。最初に市長にお伺いします。憲法の問題ですが、議論を深めるべきだということありますけれども、この短い時間の中では改めて市長と議論することはできません。私が政治にかかわった原点というのは、戦争のない世の中ということあります。市長におかれましては、市長になるときの原点は何だったでしょうか。そこをお聞かせいただきたいと思います。

○市長（ 小畠 元君） 議長。

○議長（ 中村弘美君） 市長。

○市長（ 小畠 元君） まず、私が一番大切なことは授かった命を全うできる、そういう人生をみんなに歩んでもらいたい。そのためには、いろいろな束縛があるわけあります。それは、例えば身体的なものもあるし、経済的なものもあるし、いろいろなことがあってお一人お一人が御自分が過ごしたい自分の人生の生き方というものを全うできない。これは余りにもいかがかと。ならば、一体それは何が邪魔しているのだということになりますと、例えば経済的な理由もあると思うのです。地域間格差もあると思います。いろいろな要因があると思うのですけれども、それを取り除いて、みんなが生まれてきてよかったと思えるようなそういう暮らしをしてもらいたい。実は、私自身20代の後半ですけれども、インドネシアにJICAの住宅の専門家として参ったわけですけれども、向こうでは平均寿命三十数歳でした。何でこんなに早く死ぬのかと思うくらい簡単に死んでいくわけであります。そういうことを考えながら、みんなが本当に生まれてきてよかったと思えるような暮らしをしてもらうこと、これが私の政治の原点であります。

○26番（笹島愛子君） 議長、26番。

○議長（中村弘美君） 26番。

○26番（笹島愛子君） それでは、この改憲の問題で最後にもう1つお聞きしたいと思います。市長は御存じだったかもしれませんけれども、私はこの慰安婦問題が出てから初めて知りました。これは、大阪経済法科大学の内海教授の本に書いてあったことですけれども、先ほど市長もお話ししてありましたけれども、橋下さんが「慰安婦になってしまった方には、心情を理解して優しく配慮していくことが必要だ」などと言っていますけれども、これは同情とか配慮の対象ではなく日本政府に真の反省と謝罪を求めているのだと、このように思います。そこでわかったのは、アメリカの事例です。アメリカは謝罪のための法律をつくって、1990年、当時のブッシュ大統領が戦時に強制収容された日系アメリカ人に対して、賠償として2万ドルの小切手と謝罪の手紙を被害者一人一人に送ったということです。それで、この手紙の内容はこうでした。本当に簡単ですけれども「金額や言葉だけで失われた年月を取り戻し、痛みを伴う記憶を癒すことはできません。また、姿勢を修正し個人の権利を支持しようという我が国の決心を十分に皆さんに伝えることもできません。私たちは、過去の過ちを完全に正すことはできません。しかし、私たちははっきりと正義の立場に立った上で、第二次大戦中に重大な不正義が日系米国人に対して行われたことを認めることはできます」と書いていました。本当に驚きました。これに比べますと、このアジア各地に日本の侵略戦争の被害者が大勢いるにもかかわらず放置し続けている日本政府とは大きな違いだと思います。この慰安婦問題については、若い人たちも大変関心、悪い意味の関心では困りますけれども持っているところです。私は、この平和憲法を守るという立場をぜひとも市長には貫いていただきたいと思います。

次に、生活保護の問題についてお聞きします。この書類の提出については、これが厳格化されれば本当に大変だと思いますけれども、ただもう一つ大変なのが、福祉事務所に申請した人の扶養義務者に対する調査権限が与えられたということです。私は、これは書類の提出よりももっと大変だと思います。私が議員になってからいろいろな相談をたくさん受けましたけれども、一番心を痛めたのがこの生活保護の申請にうかがったり、相談を受けたときです。まず、その兄弟・親戚・おじさん・おばさんからの援助を受けられないかといったことも聞かれます。もちろん、通帳から何から全部持っていくかなければならないという状況です。それが今度は、この調査権限が付与されれば福祉事務所の人たちがこの扶養義務者の人に「あなたはどうして扶養できないのですか」と強要するようなことも起こり得ると感じているところです。そうなると、やっぱり親族間でもいろいろなあづれきが起きると思います。兄弟がそれで不和になったり、不仲になりました。これは本当に大変なことだと、つくづく思っているところです。これについて市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（中村弘美君） 26番。今の質問のときに最初は(1)についての2度目の質問というように感じたのですが、途中から(5)に入りましたか。

○26番（笹島愛子君）　はい。

○議長（中村弘美君）　市長。

○市長（小畠　元君）　法改正については先ほど申しましたけれども、法改正によりまして生活保護相談とか申請が抑止されたり、制度の適正な実施を妨げるようなことがあってはならないと、これがまず基本であります。今、調査の権限についてお尋ねがございましたけれども、今までそうでしたけれども生活保護を申請される方、そしてまた関係される方たちが不愉快な思いをされたり、家族間でのあつれきが高まったり、そういうことがないように最大限注意を払っていきたいと思っています。それからまた、先ほど申しましたけれども、生活保護に至るまでの状況というのはさまざま段階があると思うのであります。そういう相談にもきめ細かに対応していかなければと考えております。

○26番（笹島愛子君）　議長、26番。

○議長（中村弘美君）　26番。

○26番（笹島愛子君）　先ほども質問しましたけれども、生活保護を受けることは恥と、高齢の方はまだ思っている人も結構いると思います。しかし、これはやっぱりそう思わせてはならない。福祉事務所の職員の皆さんは本当に頑張っていると思います。ただ、国でそのように義務づけるということになれば、職員としてやらざるを得なくなるような状況になると思います。生活保護というのは本当にこれから頑張って生活できるようになるためのものだと、そして、憲法第25条がよく出されますけれども、本当に最低限度の生活を営む権利を有しているわけですので、この第25条の観点からも、ぜひとも申請に来た方には「恥ずかしいことではない」という対応をしていただきたいと、市長から改めて指導といいますか、職員の間でお話し合いしていただければいいと思いますがいかがでしょうか。

○市長（小畠　元君）　議長。

○議長（中村弘美君）　市長。

○市長（小畠　元君）　生活保護制度は、先ほど申しましたけれども国民にとりまして最後のセーフティーネットであります。皆さんお一人お一人を守っていくための最後のセーフティーネットであり、そのための制度という認識のもとに、これからも職員に督励していきたいと思います。

○26番（笹島愛子君）　議長、26番。

○議長（中村弘美君）　26番。

○26番（笹島愛子君）　次は、(6)の制服のことですけれども、先ほど市長は「本当に市民の方が安心して来られる敷居の低い市役所を目指したい」と、それから職員の対応などについてもお話しされました。もちろんT P Oは大変大事だと思います。ただ、私個人的には市長のラフな格好は余り見たことがないです。市長にラフな格好をして市役所に来たらと言うつもりはありませんけれども、市長を初め、市の職員の皆さんも市民から気軽に声をかけられるような、

そういうことも考えてみたらどうでしょうか。これについて、もし答えられるのであればよろしくお願いします。

○市長（小畠 元君） 議長。

○議長（中村弘美君） 市長。

○市長（小畠 元君） 小泉元総理が、このクールビズその他について言った名言があるわけあります。私はその言葉に非常にひつかかっていまして、なかなかクールビズになれないのです。それは何かと言ったら「クールビズは何だ」と小泉総理が聞かれたときに「それは君、T P Oとセンスの問題だ」と、そこでがっくりきまして、私もなかなか踏み切れないわけありますけれども、なるべく努力したいと思っております。

○26番（笹島愛子君） 議長、26番。

○議長（中村弘美君） 26番。

○26番（笹島愛子君） 最後に教育長に1点お聞きしたいと思いますけれども、いじめの問題について、今さまざまな政党間で法制化するというようなことが新聞報道で出ていました。ただ、私はこれが法制化されて法律で子供に命令したり、義務を課すようになれば大変だと思っていますけれども、これについて教育長にお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○教育長（高橋善之君） 議長。

○議長（中村弘美君） 教育長。

○教育長（高橋善之君） その法制化のところもまだ確実にはなっていないわけですが、基本的な考え方として、いわゆる発達段階の中で小学校の特に低学年は、自我が芽生えてきて、その自我が芽生えた子供たち同士がぶつかる。そのぶつかる形がけんかであったり、意地悪であったり、またはいじめも起こってきます。これについては、教育的に見た場合は子供の発達上、必要悪というような言い方はしませんが当然起こり得ることであることは確かなことです。ですから、その段階で子供たちの経験を通してどのような人間関係をつくれば円滑にいくかとか、いじめなどが集団で起こった場合はどのような形で解決していくかとか、そういうことを学ぶ機会でもあるというのが教育的な観点からの考え方です。大津の事件は、いじめと言うより完全に刑法上の犯罪行為に近いものです。そういうものが起こっているという現状を踏まえて、しかもそれを途中でストップできなかったという体制の弱さも含めて、きちんとした枠組みをつくらなければならないということで、法制化に動いていると理解しており、そのような解釈でございます。

○議長（中村弘美君） 以上で、一般質問を終わります。

日程第2 議案等の付託

○議長（中村弘美君） 日程第2、議案等の付託を行います。

議案等24件は、お手元に配付しております議案等付託表のとおり、それぞれ各委員会に付託いたします。

議 案 等 付 託 表

番 号	件 名	付託委員会
議案 第 71 号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案	総 財 委
〃 第 72 号	国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案	(分 割)
	第 1 条 大館市情報公開条例	総 財 委
	第 2 条 大館都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 第 3 条 大館市公共下水道事業分担金徴収条例	建 水 委
〃 第 73 号	市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案	総 財 委
〃 第 74 号	大館市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第 75 号	大館市児童発達支援センターに関する条例案	厚 生 委
〃 第 76 号	教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例案	教 産 委
〃 第 77 号	大館市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案	建 水 委
〃 第 78 号	大館市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案	厚 生 委
〃 第 79 号	財産の取得について (情報系パソコン)	総 財 委
〃 第 80 号	旧慣使用権の廃止について (根下戸町地内)	〃
〃 第 81 号	市営新町住宅他建替え事業の特定事業契約の締結について	建 水 委
〃 第 82 号	平成25年度大館市一般会計補正予算 (第2号) 案	(分 割)
	第 1 条第 1 表 歳入歳出予算補正のうち、 歳入 全 部	総 財 委
	歳出 第 1 款 議会費	

	<p>第2款 総務費（ただし、第1項第18目・第21目 及び第2項・第3項を除く）</p> <p>第9款 消防費</p> <p>第12款 公債費</p> <p>第4条第4表 債務負担行為補正のうち、市民向けサイト 構築事業</p> <p>第5条第5表 (1)・(2)地方債補正 (最終調整)</p>	
	<p>第1条第1表 歳入歳出予算補正のうち、 歳出 第2款 総務費のうち、第1項第18目・第21目及 び第2項・第3項</p> <p>第3款 民生費</p> <p>第4款 衛生費（ただし、第1項第17目を除く）</p> <p>第4条第4表 債務負担行為補正のうち、高齢者等支援施 策調査企画事業</p>	厚生委
	<p>第1条第1表 歳入歳出予算補正のうち、 歳出 第5款 労働費</p> <p>第6款 農林水産業費</p> <p>第7款 商工費</p> <p>第10款 教育費</p> <p>第3条第3表 繰越明許費</p> <p>第4条第4表 債務負担行為補正のうち、農家民宿を核と した体験型観光PR事業、大館・小坂鉄道レ ールバイク事業、土壤改良材販路拡大支援事 業、地域で活動、高齢者サポート推進事業</p>	教産委
	<p>第1条第1表 歳入歳出予算補正のうち、 歳出 第4款 衛生費のうち、第1項第17目 第8款 土木費</p> <p>第2条第2表 繼続費</p>	建水委
議案 第83号	平成25年度大館市介護保険特別会計補正予算（第1号）案	厚生委
〃 第84号	平成25年度大館市都市計画事業特別会計補正予算（第1号） 案	建水委

議案 第 85 号	平成25年度大館市財産区特別会計補正予算（第1号）案	総 財 委
〃 第 86 号	平成25年度大館市水道事業会計補正予算（第1号）案	建 水 委
〃 第 87 号	平成25年度大館市工業用水道事業会計補正予算（第1号）案	〃
〃 第 88 号	平成25年度大館市下水道事業会計補正予算（第1号）案	〃
〃 第 89 号	平成25年度大館市病院事業会計補正予算（第1号）案	厚 生 委
請願 第 17 号	少人数学級推進などの定数改善と義務教育費国庫負担2分の1の復元を求める意見書の提出要請について	教 産 委
〃 第 18 号	「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書の提出要請について	〃
陳情 第 36 号	ドクターヘリの安全運航と県民の安全・安心を守るため、米軍機の低空飛行中止を求める意見書の提出要請について	総 財 委
〃 第 37 号	年金2.5%の削減中止を求める意見書の提出要請について	厚 生 委
〃 第 38 号	日本政府に「核兵器全面禁止の決断と行動を求める」意見書の提出要請について	総 財 委

○議長（中村弘美君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、6月20日午後1時開議といたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後2時38分 散 会